

平成26年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成26年12月12日 午前10時00分 開会
午後 4時10分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	生 野 吉 秀	都市整備部理事	土 谷 宏 巖
産業観光部長	河 合 良 則	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	谷 口 亜 耶		

6. 会議録署名議員 2番 内 野 悦 子 15番 白 石 栄 一

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、11番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、阿古和彦君。

阿古議員 皆さん、おはようございます。議長の許可がおりましたので、私の一般質問をさせていただきます。私の一般質問は1件です。防災につよい街づくりということで、近年非常に多くなっておりますミニ開発につきまして質問したいと思っております。詳細につきましては、質問席からさせていただきます。

下村議長 阿古君。

阿古議員 葛城市内を見渡しますと、近年もそうですけども、非常に小さな区域の住宅開発が行われて、そういう住宅が目につくようになってきております。ミニ開発という言葉自身は、実は、規定というものが余りありませんで、1970年の後半ごろから使われ出した言葉なんですけども、イメージ的には大体、市街化区域では1,000平方メートル以下、都市計画区域では3,000平方メートル以下、もしくはミニ開発という言葉の中で、ミニ住宅ですとか小さな、100平方メートル未満のお家でしたりとか、そういうようなものも皆ミニ開発という言葉で使われるみたいですけども、私の場合は、市街化区域の1,000平方メートル未満もしくは都市計画区域の3,000平方メートル未満の、そういう戸数の少ない住宅開発についてということで、質問させていただきたいと思います。

まず、葛城市内におきまして、ここ数年間の土地開発の状況、特に私の場合は住宅開発を主に考えておりますけども、まず数年間の開発状況につきまして、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 おはようございます。都市整備部長の生野でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの阿古議員のご質問でございます。開発についてという件でございます。先ほど来、質問の中でありましたように、3,000平方メートル未満とそれ以上で分けて、ここ数年の開発状況をご説明申し上げます。

平成21年につきましては、3,000平方メートル未満が、開発が2件、戸数で27戸でございます。共同住宅につきまして、3,000平方メートル未満が2件の、戸数が22戸でございます。その他、店舗、工場等の3,000平方メートル未満の開発が6件、3,000平方メートルを超えてをいる分が1件で、開発の許可申請処理件数が11件でございます。

平成22年につきましては、3,000平方メートル未満が8件で47戸、共同住宅が3,000平方メ

一トール未満で4件の36戸でございます。その他につきましては、3,000平方メートル未満が8件、3,000平方メートルを超えているのが3件で、開発申請数は23件でございます。

平成23年につきましては、3,000平方メートル未満の分譲地が5件で、戸数が40戸、3,000平方メートルを超えている分につきましては2件で、52戸でございます。共同住宅につきましては、3,000平方メートル未満で3件の38戸、その他につきましては、3,000平方メートル未満で6件でございます。総数が16件でございます。

平成24年につきましては、3,000平方メートル未満が12件で92戸でございます。超えている部分につきましては1件で、21戸でございます。共同住宅につきましては、3,000平方メートル未満で1件の8戸でございます。その他につきましては、3,000平方メートル未満が15件、超えている分につきましては1件で、開発申請が30件でございます。

平成25年度につきましては、3,000平方メートル未満が17件で、戸数が139戸でございます。3,000平方メートルを超えている部分はございませんでした。共同住宅で3,000平方メートル未満が2件で28戸。その他につきましては、3,000平方メートル未満が18件、超えている部分が1件で、総件数38件でございます。

平成26年につきましては、11月末現在をご報告させていただきます。3,000平方メートル未満が4件で33戸。3,000平方メートルを超えている分につきましては1件で13戸でございます。共同住宅につきましては、3,000平方メートル未満が2件で34戸。その他につきましては、3,000平方メートル未満が7件で、総開発申請が14件となっております。

ここ近年の葛城市における開発の申請の処理状況は以上でございます。

下村議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。

平成25年をピークに非常に開発が行われてきたというのが、数字上わかります。その中で、私が気にしているのは、10戸とか20戸とかの3,000平方メートル未満の開発をされた場合に、割合と道が行きどまりになったりですとか、例えば、雨水の水路といいますか、その排水をということであったりとか、住宅地ですから、本来必要である公園だとかそういうようなものの整備が小さい住宅では、そういうようなものがなくてもいいという開発の仕方ですね。

というのが、都市計画法、昭和44年にできたわけなんですけども、その中で、無秩序な開発をしないためにということで、そういう法律がなされて、それを補てんする形で、開発許可制度、これは県の認可ですけども、制度がつくられてきた。じゃあ例えば、その住宅地で火災があったとした場合に、行きどまりの道が多いんですね。そうすると、一方方向にしか避難することができないということが起こったりします。

それと、例えば、近くに公園があればいいんですけど、10戸、20戸でしたらよろしいですけど、最近そういうふうな開発が連続的に、その土地をつながつた形で開発されると、20戸、30戸、40戸とふえてきたときに、本来、都市計画法でいえば、公園の整備であったりですとか、調整池の整備であったり、要は雨水をためるような、そういう池の整備が、されるべき要件になってくるんですけども、小さい開発を繰り返して、隣接して行うことによって、本

来そのエリアとして持つておかないといけない設備なり施設なり都市整備ができてこないというような懸念がなされています。

それは、法律上の問題でありまして、3,000平方メートルによってそれをじゃあ1年を区切ってするとか、連続して1年あけてするとか、翌年するとか、こうやって年度割にされてしまうと、そのエリアとして必要なものが整備されないようなまちづくりがされてしまう。そのことによって、防災に対して非常に時間がかかったりですとか、環境が崩れていたりとか、そういうことが起こっているような気がします。

まず、葛城市の開発の指導状況につきまして、お聞かせ願いたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問の葛城市の開発の指導状況についてでございますが、何分許認可権は奈良県でございますので、葛城市、開発の指導要綱というのがございます。それまでに県の開発審査基準に基づいて、そういうのを設けておるわけでございますが、先ほど来、議員おっしゃっておりますように、3,000平方メートルを超えるか超えないかで大きく開発状況が変わってくるわけでございます。3,000平方メートルを超える場合につきましては、公園が、3%以上の公園の施設を整備するということになっております。

なお、大和川の流域小規模開発雨水抑制対策設計指針に基づきまして、3,000平方メートルを超える部分につきましては、1ヘクタール当たり300トンの調整池を設けなくてはならないということになっておるわけでございますが、3,000平方メートルを超える開発業者につきましては、大きなこの調整池、公園の施設を整備をいただいておりますので、先ほど来ご説明申し上げました分譲住宅、平成21年から3,000平方メートルを超えている開発につきましては4件あったわけでございますが、いずれもそういう施設整備をさせていただいて開発の許可がおりているということでございます。

なお、以下につきましては、先ほど来申されていますように、1年ごとの開発許可になりますので、例えて申しますと、2,990何々平方メートルとなりますと、先ほど申し上げました調整池なり公園の設置義務はないわけでございます。その中で、年を分けて、2年、3年と同じ場所で、最終的に大きくなるわけでございますが、それにつきましても、県の許認可ということで、市としては今のところ、そういう中の処置はしてないわけでございますが、このことにつきましては、高田土木管内4市4町あるわけでございますが、その中の開発担当課長、担当者会で、事あるたびに県の方に、最終的な開発の面積で指導はできないものかという申し出をここ数年間行っておるわけでございます。その中で、県も考え、検討いたすという返事があるのみでありまして、今後も強く要望をしていきたいというように思っております。

以上、簡単でございますが、3,000平方メートルを境に大きく指導が変わるということでございます。

以上です。

下村議長 阿古君。

阿古議員 もうかなりの部分、おっしゃっていただいたんで、あれなんですけども、やはり問題点、

一番の大きい問題点は、そうやって連続して隣接して開発がされてきているというエリアが実際にあるということなんです。そやから、これは、業者の何ていうかテクニックなんでしょうけども、それによって最終的にそのエリアで3,000平方メートルを超えるんやけども、年度割でいったら、その今言っているその基準に満たないから、そういうようなものを設置しないでいいんだというそういうやり方をされる。そのことによって、非常に防災も含めて、環境に、本来求めるべきよりよい環境のまちづくりができてこない可能性が高いということやと思います。開発許可制度、審査基準というのを、実は、県の方のやつも見させていただきましたけど、やはり、その3,000平方メートルがネックになりますね、見ていると。

それで、1つ提案なんですけども、葛城市は大和都市計画区域ということで、今、そういう3,000平方メートルという規制のエリアにはなるんですけど、新潟県の燕市、人口は8万人ぐらいの市なんですけども、当然、その自治体でも、県の認可に対してはその市での開発事業の事前協議申請書類を添付していくわけですから、それに対して要綱なり規則をつくってるわけです。その中で、興味深いのが、「開発区域の面積が3,000平方メートル未満及び優良住宅の認定を受けない場合などは、これまで行政との調整が不十分なまま開発がなされてきました。今後は、快適な、住みよいまちづくり等秩序ある都市形成をさらに推進するため、ミニ開発や開発許可を必要としない開発についても確認申請をご提出いただく前に相談してください」ということで、規則の中で、3年未満の連続的な開発地については、一体開発とみなすということで、市の指導ができるような形をとってきてます。

本来、開発許可制度というのは、法律の中で、緩和された時点がありまして、2007年ぐらいやったんかな、2000年過ぎたあたりで、県の方は、その地域で独自の条例を、緩和も含めて、規制もしてもいいですよというような、県段階の方は、国の方から認めてるんですよ。それが、市まではなかなか、きっと政令指定都市とか大きいところは当然認められるんですけども、小さな市では認められないけども、ただ、そういう乱開発というか、本来、町並みとして必要なものが整備されないであるということに対して、何らかの手段が持てないかということで、市の独自の要綱なり規則で縛ってきているところがあるということなんです。

その辺の工夫というのは、葛城市ではできないのかというのがあります。というのが、葛城市都市開発指導要綱、これがうちの市の事前協議申請書の作成のための指導要綱なんですけども、その中に興味深いのがありまして、公民館、おっしゃるように、公民館の設置というのはかなり面積が必要となるべき、法律上ですよ、都市計画法でいうたら1ヘクタールとか、かなり大きなエリアの開発について、その集会所とか公民館を設置するべきものとするんやけども、葛城市では、意外やったんが、30戸以上で集会所を持ちなさいよというような指導要綱を持ってるんですね。これはかなり、きついといえばきついと思います。多分、そういう開発が過去において、多分行われてきたというか、その法律がなかった時点での話やったのかもしれませんが、集会所のないような戸数の多い住宅地があったために、こういう要綱をつくられたのかなという気もしてるんですけども。

こういう具合に、本来の法律よりかかなり縛ったような項目のあるところも葛城市の指導要綱にあるんですよ。とすれば、例えば、3,000平方メートル未満であっても、翌年に1,000

平方メートルなり2,000平方メートルの開発をするであるとか、3年をかけて一体として開発するべきを、もう業者の方で明らかにもう切り売りといいますか、区切って開発をしていくような場合において、指導要綱で縛ることができないのかというのが私の提案です。そのことを含めまして、今現在の葛城市の指導要綱等、市の対策、当然、防災も含めて、雨水も含めてどうされているのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの開発の関係の指導要綱等についてのご提案であったと思います。

その中で、先ほど来申し上げました高田土木管内4市4町あるわけございまして、県の審査基準よりも厳しく一部しているところが大和高田市。これにつきましては、調整池につきましては、1,000平方メートルを基準として調整池を設けるように、ここ数年指導をされておったわけございまして、なかなか当初は行き届かなかったようなことも聞いております。近年、それが周知されて、1,000平方メートル以上であっても、3,000平方メートルを切っておっても調整池を設けてるというように聞いております。

それに伴いまして、本市といたしましても、3,000平方メートル以下の開発につきまして、ただし、1,000平方メートル以上なんですけども、雨水流出の抑制対策を図るよう指導するというので、なかなかやはり1,000平方メートル余りでは調整池というのが、当然、業者の負担も大きくなるわけございまして、道路の側溝等で対策を講じるように今現在、指導を、昨年より行いかけております。それも、市として、そういう側溝を設けないと県への事前協議は進達をしないという強い意思も持っておりますので、業者としては最小限していただいているというような現状でございます。

先ほど来申されております年を分けての開発についても、私も以前からそういう開発につきましては、業者の方にも指導等も行っておるわけございしますが、今、議員ご指摘のように、指導要綱等を考えていきたいというように、かように思うわけございします。そして、それにつきましても、やはり高田土木管内の4市4町の中での協議も以前からしておるわけございしますので、それにつきましても、できれば土木管内でも統一できればなというようにも考えております。

そして、先ほど申されました指導要綱の中の第15条に公民館と集会所の設置の文があるわけございまして、おおむね30戸以上と。なお、市が30戸未満であっても、認めた場合については設置しなさいということになっておるわけございまして、過去に前例といたしまして、ちょっとたしか、今、記憶で申して申しわけないんですけども、忍海の京阪住宅、南新町のわかくさ台、そして大屋の県営住宅が行いました新庄団地が30戸以上の開発で公民館を設置しております。ただし、その公民館につきましては、地元の協議の中で大字で管理をしていただいております。

なお、30戸前後の場合でも地元と協議は行うわけですが、何分、公民館管理につきましては、全ての公民館、大字の方で管理を行っていただいておりますので、おおむね30戸ですので、29戸はどうすんねということに当然なろうかと思えます。そういう場合については、地元と協議もさせていただきまして、設置の分があれば設置をしていただいていると。近年、

北花内地区でおおむね30戸というのが1つ開発あったわけなんですけれども、それにつきましては、近くにコミュニティセンターがあるということで、地元協議の中で不要という協議も行いましたので、その開発業者には設置義務をしなかったという前例も1件ございます。

以上です。

下村議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。

部長もおっしゃっていただいているように、もうそういう懸念は多分あるんやと思います。ただ、それをどうやっていい方向にしていくのかという1つの手法の問題やと思うんです。

特に、近年ですと、非常にゲリラ豪雨があったりですとか、もう東南海地震も叫ばれてだいぶ長くなってきていますし。例えば、じゃあ公民館であったり、公園であったりというのは、避難所の1つになるべきものでしょうし、道が、僕はループ型の道が一番いいのかなという気がしますけど、行きどまりの道でない方が、行きどまりの道の場合でしたら、当然その道路幅ですとか、Uターンすべきエリアが9メートル以上、8メートルか、そういうような法律で縛られていますから、そういうような形にしていくなやろうとは思いますが、それよりかやはり、行きどまりにならないような形にしておく、例えば倒壊等が起こったときの作業ですとか、火事があったときの消火の作業ですとか、そういうことを考えると、そういうようなものを早い段階でやはり準備しておかないと、開発が非常に立て続けに行われて、行われた後で、それを直すということは非常に難しいと思いますので、当然、葛城市はこれから若い世代の人たちを迎え入れよう、人口をふやしていこうという方向で当然、どの自治体も考えられているんですけども、特に立地条件から考えますと、そういうことがしやすい自治体ですので、ですからそういう法律の整備といいますか、国の方はやっている基準の中で、県はその開発許可制度の中で、県はその協定書策定の指導、指導としてできる何らかの手法をやはり考えておく必要があると思います。その辺は、今後、前向きに考えていただけると理解してよろしいですか。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの件でございます。

先ほど来、3,000平方メートル以下の開発の今後ということでございまして、さかのぼりますと、古くは開発の5,000平方メートルというのが当初は、もともとはあったわけなんですけど、基準が。それが、3,000平方メートルには県の方は下がったということでございまして、当然、開発申請者が用地を購入されるにつきましては、国土法では、5,000平方メートルを超える場合については、国土法の届け出が必ず必要になってくるわけございまして、そうなりますと把握もできるわけですが、業者間もやはり3,000平方メートルを切った用地の契約等が多く出ていると。農地転用についても、分けられておるといこともございます。その中で、本来やっぱり道につきましては、3,000平方メートル以上の開発につきましては、全て行きどまりじゃなくして、先ほど議員おっしゃっているように、ループになっておる開発がほとんどでございます。

その中で、やはり、地元大字にもお願いはしなくてはいけないと思うんですけども、当然、

この開発につきましては、地元改良区さんの同意を得て開発許可がおりているわけですので、今後、検討課題といたしましては、市街化区域と、市街化調整区域も第34条の11項に規定されている地区につきましては開発可能になっておりますので、そういう中を今後、内部的によく協議いたしまして、当然そういう要綱を改正するときには地元大字さんにも当然、説明はしなくていけないというようにも考えておりますので、今後は区長会等とも相談をさせていただきまして、よりよいまちづくりのためには、やはり議員おっしゃっているように、最終的な開発部分をもって協議を行っていただくというような方向をとるのが一番の、今後、火災が起こったとき、救急車の場合、救急車等の進入にかけてもやはり解消もできていくと思いますので、以前から私も、おっしゃっていることは以前からも考えておるわけですので、今後、県建築課とも十分相談いたしまして、早い段階で指導要綱の改正ができるように努力していきたいというように思います。

以上です。

下村議長 阿古君。

阿古議員 葛城市に来てよかったなと思ってもらえるというのは、やはり住宅環境であるとか、その行政の体制であったりとか、その行政サービスであったりとかいうことやと思います。

その中で、今現在でしたらまだまだ農地があつて、空間があるからいいんだけど、連続した開発をしますと、本当に閉鎖された空間になってしまいますと、公園の整備やとか避難所としての意味もありますし。公民館の設置は非常に厳しい要綱やと僕は思っているんですけども、そういうようなものであったりとか道のとり方であったりとか、それから雨のことを考えますとやはり雨水の調整池の問題であったりとか、そういうようなものをやはり事前に、そういうようなものを予測して準備しておく必要がある。できてしまって、建ってしまうとそれをじゃあ撤去して、もしくはこれをちょっと下がってくださいみたいな形でやるのは、非常に整備ができない。それが、ある意味ミニ開発やと思います。いち早い、そういう指導の要綱をつくっていただけたらと希望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

下村議長 これで阿古和彦君の発言を終結いたします。

次に、6番、岡本吉司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、岡本吉司君。

岡本議員 おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます岡本でございます。質問の内容につきましては、1点でございます、地域活性化事業新道の駅についてであるわけございまして、質問方法は一問一答方式で行わせていただきたいと思います。質問の内容につきましては、質問席からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

下村議長 岡本君。

岡本議員 それでは、一般質問させていただきたいと思います。

まず初めに、私は、地域活性化事業新道の駅ということで、3月にも質問をさせていただきました。この中で、新道の駅事業で、道の駅の部分、いわゆるこれは道路事業ですね。そ

れから農産物直売所、加工所等の施設の部分、この分につきましては、都市計画法に基づく公園事業で用地買収をやっていきました、あるいは施設事業も行っていくと、こういう回答があったわけでした。

ところが、白石議員の9月の一般質問の中では、生野部長は「公園事業は誤りで、都市再生整備事業で実施するのが正しい」、こういうふうな答弁をされたわけでした。私は、半年もたないうちになぜこういう事態になったのかということが、なかなか理解ができないということで、まずこの点をお聞きをしていきたいというふうに思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。

これにつきましては、9月議会に白石議員の一般質問にも、そして総務建設常任委員会にもご説明をさせていただきましたように、平成24年3月に作成いたしました都市再生整備計画によりまして、都市再生整備計画事業で道の駅交流広場事業ほかを、そして社会資本総合整備計画事業で道路附属施設を建設するということの事業でございます。

当初、9月議会にもご説明申し上げましたように、平成24年3月当時から何ら変わっていないわけでありまして、都市公園事業と申したことについては誤りがあると申したわけでございます。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 部長の方から、誤りやという答弁があったわけですが、部長とは、事前の打ち合わせをなかなかする時間もなかったということで、詳細な打ち合わせはやっておりません。それで、今、こういう答弁をいただいたわけですが、ちょっと時間をいただいて、いわゆるおさらいといいますか、3月議会で私が一般質問させていただいて、理事者から答弁をいただいた、この内容について、もう一度説明させてもらいたいと思います。

この道の駅事業につきましては、当初は、農業構造改善事業に計画をされた。平成23年7月には、道の駅建設計画では、道の駅事業と農産物直売所、管理事務所、加工所、展望レストラン等が一体で、国庫補助事業、国の補助事業ですね、いわゆるこれ55%の補助を受けて実施すると、こういう説明もあったわけですね。

それで、私は3月議会にあえて触れなかったんですけども、もう平成20年の時期に新市の建設計画に基づいた都市再生整備計画策定業務、これを発注して、もうこの時点でこういう計画がされておった。これは、何やいうたら、尺土の駅前あるいは南阪奈を利用してどういうふうにするんだということで、この辺の整備を将来の都市構造図として、地場産業振興ゾーン、クラインガルテンと花の里、ソバの花咲く里の位置づけ、いわゆる都市計画マスタープランですね。これに基づく調査をやって、10億円の事業費がかかるのではないかないうふうな計画もされておったわけですね。

ところが、平成22年には、もうこの計画変更というのは、もう全然関係なしに、今、部長の方も言われたかわかりませんが、現在計画されている地場産業振興ゾーンの中に計画変更されて、事業費を10億円から18億円に増額をして、敷地面積も3万平方メートルという

ことで計画をされていったと、こういう経緯があるわけですね。

また、国の補助事業の申請についても、平成23年度にもう申請をします。この時点では、今、生野部長おっしゃったように、都市再生整備事業で実施するという事は、我々委員会には聞いてなかった。

ところが、平成23年度で、もう都市再生特別措置法に基づきます都市再生整備計画の業務発注と申しますか、これもなされておった。で、平成24年度の予算になって、初めて、地域活性化事業費として当初予算4億9,830万9,000円、予算計上がされてきたわけでございまして、その後、何回か補正予算をされて増額された。

で、平成24年度末、3月の時点で、予算のうちで5億8,275万8,000円、これを平成25年度に繰越し措置をされた。で、平成25年度に執行された金額4億7,575万8,000円。このときに不用額が1億700万円出ている。この執行額の4億7,500万円のうちの3億6,000万円ぐらいが、用地費に使われているのではないかと。で、平成25年度で急に、用地買収がどんどん進んでいった。私は、なぜ平成24年度の用地の買収が進まなかったのか、私は3月議会のときに疑問に思って、一般質問させていただいた。その一般質問の中の道の駅の事業の敷地は約1万1,000平方メートル。あるいは農産物直売所、加工所等の計画面積が2万2,000平方メートル。この事業を分けて進めておられるんですね、というふうに質問をいたしました。そのときに、買収単価は幾らですかということも聞かせていただきました。これは、その当時の矢間部長は、事業の途中ですので、単価とか、これは公表できませんよ、こういう答弁もいただきました。

また、道の駅事業の予定地の中に、瓦れき等が埋まっている土地があるんですよ。これも指摘をしました。で、所管の委員会でも、副市長もまあ承知をしておるということもおっしゃってましたし、また、矢間部長に対して、その処理費を差し引いた金額で契約すると、こういう答弁ももらっておるわけでもございました。

そこから、私は部長に、この道の駅部分を除いて、2万2,000平方メートルの敷地、農産物直売所、加工所等が計画されている用地、この分について、公園事業で買収されたのではないですか、私は質問をいたしました。矢間部長は、都市計画法に基づく公園事業として買収をいたしております、こういう答弁をされております。

そこで、私は、矢間部長に、用地はそういうことであるけれども、もし公園事業として事業を進められていくと、建物面積に制限がかかってくる。今、建物面積幾らということはまだ、計画では出ていますけれども、確定はしていない。で、敷地面積に対する建物面積、建蔽率ですね。2%以内になっているけれども、これは建ちますかということも聞かせていただきました。で、矢間部長は、都市計画法の施行令で定められております売店、飲食店等が該当し、市が計画している道の駅計画の施設については、これに該当しますと、これも明確に答えてもらっております。

また、建築面積要件については、道の駅西側の盛り土部分も含めた範囲を公園区域とすることによって基準は満たされていますよ、こういう答弁もされました。私はそこで初めて、この盛り土部分も面積に入るということを聞いたわけですが、私は、この盛り土部分と

道の駅というのは趣旨がこれは全然異なる、ということは、盛り土部分は吸収源対策事業でやるということも聞いております。そういうことを言いますと、部長は、全然異なるんやないかと私は言うたわけですけども、市長の答弁では、国、県ともよく協議をして、公園事業として実施することに間違いはございませんということで市長は答えていただきました。

私は、この盛り土部分の面積とあわせる事業というのは、事業手法が違うやないかということも言いました。そのときに市長は自分の席で、理屈やないかということをして3回、私におっしゃいました。これが、私が一般質問させてもらった概略です。

ところが、この9月議会に白石議員の一般質問があったわけですね。今、生野部長から話しされましたように、このときの生野部長の答弁は、現在の計画は先ほど言われましたように、平成24年3月に策定した都市再生整備計画事業、いわゆる旧のまちづくり交付金事業で、道の駅交流広場整備事業1.9ヘクタール、社会資本総合整備事業で道路附属施設1.2ヘクタールを平成24年から平成27年までの4カ年計画をいたしておりますと答弁していました。また、生野部長は、確かに横で聞いておりました、議事録も確認をいたしました、なぜ、公園事業として答弁されたのか、私自身も理解に苦しむわけだと答弁しています。事業につきましては、あくまで都市再生整備計画で行っております道の駅交流広場整備事業という事業名で、都市公園とは、都市計画決定を行った場合のみで、公園の事業につきましては、公園事業ではなく、あくまでも道の駅整備事業として実施してまいりますと、こういう答弁をされておるわけございまして、また、市長の方も、今、生野部長が訂正させていただいたことは、いろいろ打ち合わせする中で、公園事業という形で協議したところもあります。国、県と協議する中で、錯誤もあったかもしれない。改めておわびをする。こういうことで市長はおっしゃったわけでございます。

このことについて、山下市長、私が言うたことについては間違いはないですね。

下村議長 山下市長。

山下市長 岡本議員の質問にお答えをさせていただきます。

いろいろと経緯、丁寧にたどっていただきましてありがとうございます。もちろん、矢間部長が答弁をさせていただいて、そこに私も矢間部長がやって、いろいろと頑張っていたいていろいろと考えて、事業手法を整えていただいているというところで打ち合わせをさせていただいたと思っておりましたけれども、ただ、その中で、そのままでは事業ができないということがございました。改めて、9月議会でおわびを申し上げたところでございます。

ただ、大事なのは、いかに事業を進めていくか、それを住民の皆さんの税金を少なく事業を進めていけるかということ念頭に置いて、させていただいておるということでございますので、議員の皆さん方をたばかってさせていただこうと思ったわけではなく、そのような形で用地買収また事業計画等を進めさせていただく中での錯誤であったというふうに思っております。

以上でございます。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、市長の方からいわゆる大事なのは事業を進めていくとか、あるいは皆さんからいただ

いた税金を有効に使っていく、これは確かなことやと思います。

しかし、私は、市長に言いたいのは、その補助事業、市長もよくご存じやと思います。きのうの議員の質問の中で、私は奥野先生の秘書を9年間やってきたということもはっきりおっしゃってます。そういう経験のある市長が、公園事業は誤りでしたでは、なかなか済む問題ではないと私は思うんです。

ということは、今、尺土の駅前あるいはJRの駅前とか事業をやってもらっておるわけですが、このやっている事業の途中で、いや、この事業誤りでした。いや、これはこういう事業が正しいのですと言われたら、我々としても、本当に、どの事業でやっておられるのかなというふうな疑問を持たざるを得んわけですね。私は、決して市長をどうのこうのするということは思っておりませんが、やはり、役所の中でいろいろ協議されて、公園事業ですと言われて、また、役所の中で部長がかわったら、都市再生整備特別措置法に基づく事業でやっていますと言われたら、私個人としても、本当にどっちが正しいのかと、疑問を持たざるを得んわけですね。

そやから、私は、市長に失礼な言い方するかもわかりませんが、本当にこれをただしておかないと、今後の事業も本当に今の道の駅事業みたいにころころころころ変わっていかれたら、本当にどんな事業なのかなと私は思うんで、何遍も私は聞いているわけですね。

それで、この事業の中で、生野部長は道の駅の約3.2ヘクタールの用地買収について、社会資本総合整備事業の中で、道の駅整備と道路事業、都市再生整備事業で買収したと、こういうふうにも、生野部長は言われてるわけですね。矢間部長は、公園事業で買収したとこう言われている。生野部長は都市再生整備事業で買収している。これ、実際にどの事業で、今、先ほど言いましたように、3億6,000万円余りの、平成25年度で急に用地買収が進んだ、どの事業で買収をされたのか、部長、お聞きしたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの買収の件でございます。

これにつきましては、大きくは社会資本総合整備交付金事業、道の駅事業ということでございまして、その中で、駐車場、道路附属施設等につきましては、道路法に基づいて用地を購入をいたしております。なお、施設の西側部分の交流広場につきましては、都市公園法の適用で税務署協議等も行っておりますので、税の根拠につきましては、道路法と都市公園法で買収をいたしております。

なお、事業部分につきましては、社会資本総合整備交付金事業と都市再生整備計画事業ということでございます。

以上です。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長の方から、社会資本整備事業という言葉も出てきました。いわゆる都市公園であろうと、都市再生であろうと、国の言う社会資本整備事業、この中には該当するわけですね。今、部長おっしゃったように、道の駅、道路部分ですね、道路法に基づいて用地買収している。で、あとの附属施設ですね、これは都市公園法に基づいたということで買収している、

こういうことですか。もう一度、済みません。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 駐車場なり道路附属施設、地域振興等につきましては、道路法の適用でございます。

なお、交流広場、先ほど来申しました建物より西側につきましては、交流広場ということで都市公園法の適用を行っていただいております。

以上です。

下村議長 岡本君。

岡本議員 ということは、今、部長おっしゃるように、道の駅、道路法に触れる部分については、道路法で適用していると。で、2万2,000平方メートルですか、この分については都市計画法で買収していると、こういうことですね、今、おっしゃったのは。

いやいや、道路部分は、道の駅の道路部分はありますやんか。それは、道路法に基づいての事業やから、これで買収しているということですよ。で、2万2,000平方メートルの分ありますやろ。私の聞き方悪いんかしらんけども、いわゆる西側、附属というんか。この部分については、都市計画法に基づく公園、そうではなしに、ただ公園事業として買収していると、こういうことですか。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 先ほど来、1.2ヘクタールと、あとは2ヘクタールの関係だと思うんですけども、社会資本総合交付金事業の、補助率55%の分につきましては、1.2ヘクタールで用地買収。買収のことを先に申し述べたいと思うんですけども。残りの、そこから西側の2ヘクタールにつきましては都市再生整備計画事業、旧のまちづくり交付金事業の40%で買収を行っております。

ただ、税務署協議の中での、租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イの規定に基づく協議につきましては、建物の部分は当然、旧のまちづくり交付金事業で購入した部分に建物が建ちますので、その中に、道路附属施設なり地域振興施設が入るわけでございます。事業の補助金の関係と、道路法と都市公園法との税務署の協議とは違うということでございます。

以上です。

下村議長 岡本君。

岡本議員 今、部長おっしゃるのは、端的に、道の駅の部分は道路法やと。その附属施設、2万2,000平方メートルですか、この分については、都市再生整備事業ではやってるけども、税務署協議は公園事業で、都市計画法でしてると、こういうこと。違うんかいな。もっとはっきり言ってくれ。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 申しわけございません。あくまでも、事業について1.2ヘクタールについては道路事業、社会資本総合整備交付金事業、残りの部分につきましては、都市再生整備計画事業で購入を行っております。

ただ、税務署協議につきましては、当然、社会資本総合交付金事業については道路法でございます。そして、都市再生整備計画事業の中でも、その中で、地域振興施設等が建つ底地につきましては、道路法の適用をお願いをいたしたということございまして、建物部分から西でございますので、面積的には約1.何ヘクタールかなということになるかと思いますが、その部分につきましては、都市公園法で協議を行ったということでございます。

以上です。

下村議長 岡本君。

岡本議員 いや、それでさっきから言うているように、俺、頭悪いかもしれんけども、道の駅部分、さっきから言うてますやんか。これは社会資本整備でやってるわけやけども、55%の補助でよろしいやんか。それは、税務署まだ触れるとこまでいかんかってんけど、先言われたからね。それは、道路法の事業でやりますよということで、税務署協議をしてるということですよ。そのあとの、いわゆる2ヘクタールの分はありますやんか、都市再生の中で。それが今、言われてるように都市公園法で、言うたら、税務署との事前協議していると、こういうことをおっしゃってるのと違いまんのか。違いまんの。どのように解釈したらいいの。

その今、言うてる例えば2万2,000平方メートルの土地ありますやん。この部分は税務署協議をするときに、都市公園法の公園事業で買収しますよとしてるんか。例えば、2万2,000平方メートルのうちの例えば5,000平方メートルは、例えばこれですよ。あとの1万何平方メートルは公園ですよ、こういう事前協議をしているということ。そんなことはできないのと違うか。

俺、税法にまだちょっと入って行ってないさかいあれやねけど、先それを言われたら、これ税法に入っていないかんわけやけどね。だから、さっきの道の駅の、うやむやになってしもうたわけやけども。

この税法になってきたら、租税特別措置法という法律があるわけですよやんか。この中の、公共事業をやっていく中で、協力していただいた皆さん方に税の恩恵を受けてもらわないかん。こういう規定があるわけですか。大きく分けて2つやと思う。金額はおいといて、租税特別措置法の第34条の2、この条項に当てはまる金額は幾らやねん。例えば、第33条に該当する金額は幾らやねん。こういうことが租税特別措置法に記されてるわけですか。

で、その事前協議ということをおっしゃったわけやけども、この事前協議をするときに、租税特別措置法のどの条文で事前協議をされているのかということをお聞きしないと、今、部長おっしゃって、私、頭悪いんでね、理解できへんのかわからんけども。私は、恐らく、道の駅事業の分はこの条文ですよ、附属施設の分はこの条文ですよということで事前協議をされているの違うんかな。今、言いましたように2万2,000平方メートル、このうちの面積、例えば、5,000平方メートルなら5,000平方メートルは、例えば道路法ですよとか、あるいは残りの1万何ぼ平方メートルが公園法ですよとか。私はそんな事前協議はできへんの違うんかなというふうに思っていますんで、その点をちょっとわかりやすく、私、頭悪い、市長から勉強せいと言われたわけやから、頭悪いのでね、わかりやすく説明をしてください。わかるように。ややこしく説明されると私もよくわからんから。今、言ったように、どの条文に該

当するかということをもってもらったらそれでいいと思うわけですね。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 租税特別措置法の施行規則第14条第5項第3号のイで協議を行っておるわけでございます。これにつきましては、土地収用法の第3条第1項の中で、第1号につきましては道路法でございます。第32号につきましては、国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場等となっておりますわけございまして、その中での協議を行っておるわけでございます。

先ほど来申しておりますように、道路法の分につきましては、2ヘクタールの部分に道路法に基づきます施設も建築を行いますので、2.2ヘクタールの中で、面積的には5,600平方メートルあったと思うんですけども、その部分につきましては、道路法の適用で協議を行っていると、そこから西側ですね、ちょっと今、正式な数字はあれですけども、2ヘクタールのうち5,000平方メートルが道路法ですと、1万5,000平方メートルが都市公園法という中での協議を行っておるわけございまして、あくまでも事業手法の2つと税務署協議は一致はしてないということでございます。

以上です。

下村議長 岡本君。

岡本議員 ちょっと、こういういろいろ説明してもらっているわけやけどね。もっと言うていったら、その今、言うてる都市再生整備特別措置法という法律があるわけですか。で、今、部長おっしゃってやる都市再生事業で事業をやっていきますということになってきたら、その都市再生整備特別措置法、この中の条文に基づいて事業やっていかれるわけですか。

それで、この租税特別措置法の法律を見ていきますと、いわゆる都市再生整備事業特別措置法、この法律にのっとって事業をやっていく、用地買収をしていくということになれば、今、部長おっしゃってはる公園事業と同じ恩典にはならない。私は、これは法律しか読んでませんので、理解が間違ってるかもわからんけども、ならないと私は思っています。部長と私の思いとが大きく食い違うように、私は思うんです。私は専門家違いますんで、解釈間違ってるかわからんけども、もしも、私の言うてるのが正しかったとしたら、とんでもないことになっていきますわな。

そやから、私は、今、言われている都市再生特別措置法という法律でいって、例えば底地はいわゆる公園ですよ、上の事業は都市再生特別措置法でやりまんねんということはできないと思うんですね。

ですから、都市再生でいくのであれば、いわゆる底地も上屋も都市再生でいかないと補助率が変わってきますわな。例えば、道の駅事業、道路法でいきまんねんということになってきたら、社会資本でいうたら55%の補助金つくわけですか。

ところが同じ社会資本整備の中で、都市再生整備事業でいったら、40%しかつかんわけですか。こんだけ補助率が違うということは、私は事業手法が違うと思っているわけですよ。そやから、税務署の事前協議、今、触れられたけど、その税務署の事前協議の中で、今、言われた都市再生特別措置法という名前が出てきたら、今、部長おっしゃるような、本当に地権者の方にそれだけの恩典があるんかどうかということがこれ焦点になってくると思うんで

すわ。私は、余り税法には触れないでおこうと思ったわけやけど。余り私も専門でないんでね。そやから、金額を言うとちょっと皆さん方にわかってしまってもいかんから、あえて金額を言わないで条文でやってるわけですわな。

それで、今言ったように、もっとわかりやすく言ったら、税務署の事前協議、いつされたんか知りません、平成24年度にされたんか、平成25年度にされたんか知りませんが、いわゆる事前協議をしないと買収ができないということは税の恩典が受けられないということですわな。そのときに、税務署の事前協議にどの事業でやりますということを、必ず明記しなければあかんわけですやんか。その中で、例えば道路法と都市計画法で事前協議されたんか、あるいは、道路法と都市再生特別措置法で明記されたんか。ここに焦点絞ってこな仕方ないんです、税法の話になってきたら。

私は、前段で道の駅がどうのこうのという話はしたけども、税法に触れられたら、もう一遍言いますけども、道の駅のところはわかりますやん、道路法に基づく道路で、これは十分、税の恩典を受けられる。ところが、都市再生特別措置法、この法律でいくということになったら、私は道路と同じ恩典は受けられないと思うので、それをはっきりしないと、大きな問題が広がっていったら困るから、私は聞かせてもらってるということです。もう一遍だけ。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの岡本議員の、都市再生特別措置法の関係の件だと思うんですけど、この都市再生特別措置法の中で、都市再生整備計画事業に基づく事業等を行っておるわけでございます。

先ほど来、そういう中での協議を行ったというように申しておるわけでございますが、あくまでも、協議は道路法と都市公園法でございます。

古くさかのぼりますと、以前にも私もこういう事業の中で、都市再生整備計画に基づく事業を公園なり道路なり、区画整理等で行った経験もございます。当然、そのとき、岡本議員、私の上司、副市長であったわけでございますが、その中でも都市再生の分について同じ協議を行いまして、当然、今、笛堂の公園になっておるところにつきましても、都市再生整備計画事業で事業を行ってきたわけでございますので、今、おっしゃっている件で、当然、税の恩典の部分は当然触れておられませんので、私も申し上げませんが、その中で、以前からそういう事業の中での協議も行っていたという例もございまして、協議については、これ平成25年4月19日に、当時の担当が行ったわけでございますが、その中での協議があって、現在、申告も終わっているということでございます。

確かに、道路法なり都市公園法とは別に、この都市再生特別措置法というのが都市計画法の下にあるわけでございますが、その中で従来より都市再生整備計画に基づく事業は旧の新庄町時代からも行っておりますので、その中での協議を担当が行ったというように私は解釈しております。

以上です。

下村議長 岡本君。

岡本議員 部長おっしゃるように、以前も、合併前、都市再生で旧のまちづくり交付金事業をやって

おる。これは私も知っております。そのときには、やはり税務署の事前協議、きちっと分けておったというふうに私は記憶しておるんです。もちろん都市再生あるけども、公園部分ということで分けておった。都市再生だけでいきますと、いわゆる公園と同じ税の恩典は受けられないというふうに私は思っております。

ここで、これ議論しとったら時間たつばかりですので、私も、一遍税務署の方へ行って、どういう事前協議されているのかということも調査をしたい。今、ここで、そのときの事前協議の情報公開を申請しても、事業の途中ですので、それは公表できませんという答えが返ってくると思いますので、一応、その辺を一遍税務署に行って確認をします。ここで議論しとつてもなかなか前向いていかん話やと思いますので、そういうことをさせてもらいます。もう、それでよろしいやろ。

一応、この道の駅の税につきましては、私、税法の方に入っていくつもりはなかって、ちょっと余り資料もないんで、一応、税法の方については、そういうような形で調査をさせていただくということで終わっておきたいと思います。

その次に、私は、この一般質問の中に、土砂災害についてということで明記をしてなかったの、議会事務局長から、その明記してないものを質問してもらっては困る、こういう話を受けました。ですから、私は、指摘というか、思いだけを述べさせてもらいたいというふうに思います。

この、防災面ですね。この新道の駅の事業、面積が3万3,000平方メートルということで私、聞いておるわけですけども。今年の5月ごろですかね、葛城市が作成された、各家庭に配られた防災ガイドマップ、これを配布していただきました。この中に、自分の住んでいるところの地図といいますか避難場所はどこですよというようなことを皆、大字に関する部分だけつけていただいたということであったと思います。

それで、この図面の中で、この場所を調べてみますと、南藤井、大屋、中戸、この大字の中の図面があったわけですけども、この図面の中に今、計画しているこの場所、土砂災害警戒区域、この網がかかっている図面になっておるわけですね。土砂災害警戒区域、この指定、いわゆる土砂災害とは土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊、こういうことが土砂災害とうたわれているわけですね。そのおそれのある区域ということの指定がされている。このような場所に、今、大勢の人が集まるわけですね。こういう網のかかっている場所に、本当に適地であるのかなということですね。

土砂災害防止法、これ皆さん方もご存じやと思いますけども、平成8年6月に、広島県で30人以上の犠牲者が出たということの中で、国の方でこれを教訓にして、平成12年4月に土砂災害防止法、これが施行されて、翌年の平成13年4月に法律できちっと決められた。いわゆる土砂災害防止法、先ほど言いました土砂災害ですね。これは、その土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害のおそれがある区域を明らかにして、警戒避難体制の整備や一定の行為を制限することなどを行うことと明記しておると。こういうことで住民の皆さん方にこの区域、警戒してくださいよということで周知をする。こういう場所です。

この基礎調査というのは都道府県が土砂災害によって被害を受けるおそれのある場所、地

形や地質、土地の利用状況、これを調査するという事になって、市町村と協議をして決めていくと、これが土砂災害防止法の基本であるわけですね。

このことについては、高田土木で今年、調査をされている。それで、土木でも聞いたわけですけども、今年の9月、広島県で大きな災害が出た。これは、土砂災害警戒区域であって、特別区域の指定がされなかったということで、今、県の方で、今、言っている、この場所に調査に入られているということも聞いています。

また、奈良県の土砂災害のハザードマップ、これもつくられております。この奈良県の土砂災害のハザードマップというのはどんなことを書いてあるのかと言いますと、この地図は土砂災害のおそれがある場所の地形や地質、土地利用状況などを奈良県が調査し、その結果に基づいて指定された危険な区域を示すものです。避難場所の確認など、日ごろからの備えや警戒避難に役立ててください。また、大雨などの影響により身の危険を感じたら、この地図を参考にして速やかに避難場所へ避難してください。こういう注意書きをして、県のハザードマップができていくわけですね。

県は、危険な場所ですよというふうに記しておく。先ほど言いましたように、この場所に、こういう公共施設が本当に適正であるのかということ、私は疑問に思っていますし、この地域、皆さんご存じのように昭和57年7月の末から8月の初めにかけて台風、いわゆる大雨ですね、これで中戸川が氾濫をいたしております。この上流にあるわけでございまして、県が示しますいわゆる土砂災害警戒区域、この中に入っておると。

本当に、こういう、市民の命を守る法の趣旨からして、この場所に本当に適当かなということも思いますので、先ほど言いました税の問題、いろんな問題がありましようけども、余りどんどんどんどん焦って進んでいくのやなしに、私は以前から申しますように、やはり一旦凍結をして、今、言いました問題等をきちっと解決した中でやっていかないと、今後、やはり市民の皆さんに迷惑をかけるんじゃないかなというふうに思いますので、あえてこのことも指摘をして、ひとつ私は市長にお願いしたいのは、凍結をしていただきたいということをお願いをして、私は質問を終わっておきたいと思います。ありがとうございました。

(発言する者あり)

下村議長 山下市長。

山下市長 さすが、あの土砂を積み上げるという新庄商事の工事をさせてほしいということに対して、部下に早く決裁をするようにと当時、副市長の方が、早く決裁して県に進達をするようにとということで言ってこられた方の発言だと、さすがだなというふうに理解をさせていただいております。

自分たちで積んできたあの山を、自分が関係のないように……。

(発言する者あり)

下村議長 静粛に。

認めてます、私は、市長が答弁を行うことを。

山下市長 自分がやってきたことをあたかも関係のないように、自分はただの犠牲者のように発言をされている。本当に私は情けないなと思っております。

(発言する者あり)

下村議長 静粛に。

岡本議員 議長。

下村議長 ちょっと待ってください。

(発言する者あり)

山下市長 今までのことをしっかりと議会の中で調査をされるということを言っておられますので、それに私たちも協力をしてまいりたいというふうに思っておりますけれども、土砂災害に対してはしっかりと県と協議をしながら、あの問題についてしっかりと工事をして、心配を減らしていくということを努力をしてまいりたいというふうに思っております。

下村議長 岡本君。

岡本議員 私は、一般質問終わろうと思ったけど、いつも市長の方から、そういう話が出てくる。我々には、一般質問にないことを答えてもろうたら困るという話があるわけで、市長は特権があるのかわかりませんが、今、市長おっしゃいました、この件につきましては確かに私もその当時、副市長をさせてもらっておりました。副市長の仕事というのは責任はあります。しかし、事務は誰がやっていくねや。いわゆる担当の職員が、いろいろ調査をしていただいて、それで決裁が上がってくる。これが今の順序と違うんですか。その仕事を誰がしてたんですか。私が一人責任をとるんですか。一人、仕事をするんですか。

そういう、市長、人を軽蔑したようなことを堂々とここで言うてもろうて、何がそんな市長の答弁でんねん。関係ない話ですやないかい。私がこれを答弁してくれと言うとると違いまんがな。こういう地域ですよということを言うるとるわけ。何関係ありませんねん。あんた、いつでもそうですやん。わしにそれくらい前のこと、前のこと言われても。そら、あんた立派やからね、何の落ち度もないですやろ。そやけど、何でもかんでも前のことを、前のやつが皆悪かってんや、そんな言い方ないですやんか。誰が仕事してきました。私は逃げません。調査委員会つくるんなら、つくったらよろしいがな。市長も先頭に立ってやってまんねやろ。しっかりつくんなはれよ。そんな答弁ないでんがな。よう考えて一般質問せなあかんの違いまんのか。そうと違いまんのか。最後の段階で、そんなけんか売るような話、しなはんな。

下村議長 もうその辺でおいといてください。もうこれ以上エスカレートすることは私は認めません。これで、岡本吉司君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 17 分

再 開 午後 2 時 00 分

下村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの岡本君の一般質問での一連の発言については、後日、会議録を調査の上、不穏当な発言があれば適当な措置をすることにいたします。なお、議場内での発言については秩序を重んじた態度ある発言が要求されますので、議長といたしましても、理事者を含め、皆様に切にお願いいたします。

それでは、9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。皆さんごらんのとおり、私の質問内容につきましては3点でございます。葛城市の保有する布施城跡についてというのが1つ目。2つ目は、もう何回も何回も質問を繰り返しております小・中学校の普通教室、これに対するエアコン設置についてと。いわゆる夏の暑さ対策という意味合いを兼ねて、質問を進めさせていただきます。3つ目ですけれども、この葛城市10周年を迎えまして、そのキャンペーンとして、すむなら葛城市住宅取得事業というのを10月から開始されました。それについてお尋ねをさせていただきます。以下の質問については、質問席で行わせていただきますので、よろしくお願ひします。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、3問の質問になります。質問も質問ですけども、時間も相手となりますので、ご協力もお願いしたいと、このように思っております。

まず一番最初、布施城跡についてということについてお尋ねをいたします。

全国的に、今現在見れば、竹田城というものを初め、この山城というものが少し脚光を浴びてきたのじゃないかなというふうに皆さん方も感じておられるし、私も思うわけでございます。この場所につきましては、寺口から葛城山系に登った中腹、これに位置して、葛城市の観光マップにも掲載され、確認をしていただくことができます。

私は、この布施城に興味を持って、ちょうど10年なるんですけども、この布施城周辺、また、これに登る登山道の整備というものを中心に、ボランティアの団体を募って、ボランティア活動をしてまいりました。ここにおいで、今現在おられる議員の中でも複数の方と、どういう所なのかということと一緒に登っていただいたのを記憶しておるところでございます。

そういったボランティア活動の成果もあって、2年前、2012年、近鉄電車また南海電車主催の金剛生駒紀泉ハイキングというのを計画されて実施されているわけですけども、ダイヤモンドトレール40周年記念、初秋の布施城から葛城高原へということで選ばれて、近鉄新庄駅から葛城高原までのハイキングというものを実施されました。近鉄新庄駅に約1,000名近くの方が各近隣都道府県から、また各市町村からおいでになって、この葛城市を歩いて、そこから葛城山に登られたというのを記憶しておるわけでございます。

歴史のマニアというんですか、歴史の好きな方、また、歴史家の方から言わせる位置づけというものは、中世の戦国時代、奈良県下、大和の国、300以上の山城というものがあつたわけですけども、布施城の規模というものは10本の指に入る。もっと有名なものが、落城していく山城が多い中で、この布施城というのはい度も負けなかつた、落城しなかつた。信長の攻撃にも負けなかつた。負け知らずの城としても有名であつたわけでございます。

歴史的なところを数々述べていきますと時間もうたっちゃいますので、私が聞こうとしておりますのは、こういう葛城市にある、葛城市が保有する、このいわゆる観光的な資源、また歴史的資源でありますこの布施城跡についての、市としての考え方についてお答えを求め

るものでございます。いわゆる今後の活用をどうするんだと、また、残すのかどうするんだということを交えてご答弁いただきたい。よろしくお願いします。

下村議長 田中教育部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、教育委員会としての考え方を私の方から述べさせていただきたいと思います。また、その活用方法について、あわせてお答えをさせていただきたいと思います。

大字寺口西側山中に築られました布施城についてでございますが、戦国時代に現在の新庄地域を拠点とする武士、布施氏の築いたすぐれた山城跡として、葛城市の郷土史を考える上において大切な史跡地の1つであり、また現在残る遺構の状態から、後世による開墾等による地形の改変も少なく、良好な状態で現在にまで保存されてきていると考えられます。同時代の奈良県内に築られました城跡の1つとして、城郭研究の上からも非常に貴重な遺跡の1つと考えられております。

なお、このような山城跡と考えられる遺構は、この布施城のほかに、市内には二上山雄岳山頂にございました二上山城跡と、竹内峠北側の万歳山に築られました万歳山城跡がございます。いずれも戦国時代に築かれたすぐれた山城跡で、歴史の舞台に名を残す、市内に残された貴重な歴史遺産であることから、後世に伝えるべく、将来に残していくべき城郭遺跡と考えられます。

幸いなことにこの3カ所の城郭遺跡は、山林地所有者により大きな改変工事をされることなく、現状保存のまま山林地として土地所有者のもとで管理されており、消極的のように考えられるかもしれませんが、今後ともこの状態のままであることが、ある意味、埋蔵文化財の保存上、望ましい状況であると考えており、未来への歴史遺産として保存されている状態であるとも考えております。

次に、活用方法でございますが、積極的な山城跡を活用する方法としましては、遺跡への道路整備等正確な城跡遺跡として実態を把握するための本格的な発掘調査とそれに基づく遺跡の整備工事を行い、誰が見ても、かつてここが城跡であったとわかる遺跡の復元や説明板の設置を行うことで、多くの市民の方に郷土に誇りを持っていただくとともに、市外からも多くの城愛好者が訪れる史跡地となるとも考えられますが、積極的活用は多くの方が訪れることによる遺跡の部分的な破壊を少なからずもたらししてしまうことや、その周辺山林地へ及ぼす影響、そして現土地所有者の多大なご理解とご負担が生じてまいります。

また、整備遺構の維持経費の負担も市財政に対し、大きいのしかかり、リスクも大きいと思われることから、困難が予想されます。最初に申し上げましたように、葛城市にとりまして貴重な歴史遺産の1つとして、将来に残していく必要性は大きいものと考えられますが、その活用方法については、当地域にとってどのような方法が当該遺跡の最適な保存施策となり、土地所有者にとっても良好な財産保全となり、市民の郷土学習のスポットとなり得るのか、時間をかけてじっくり考えていくことが必要かと思われまます。遺跡という文化財の性格上、より慎重さが求められてまいります。

以上でございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 今のお答え、ご答弁からしますと、今のままを残す、これがすばらしい、発掘調査とかして人がいっぱい来てしまうと、形が崩れてしまう、これにも問題がある、こういうご答弁であったかというように思います。

それはそれで、1つの考え方であるかもしれませんが。以前に私がこの歴史を述べたときに、また、古い、古いというか、議員は同じことを言うとなと聞かれるかわかんないですけども、この布施氏が布施城を葛城山麓の中腹に建てられた。これと同時に、今、屋敷山公園内、屋敷山公園に行きますと、新庄城跡という碑が残っております。この新庄城というのは何やったかという、この布施氏が、いわゆる新しい城と、布施城が寺口の山の中に、山の中腹にあるとすれば、いわゆる戦いはそこでやって、ふだんの住まいというのはこの屋敷山公園内にあるところに新しい城というものをつくって、住まいをされたと、生活をされていたというふうに聞いております。

新しい城、新城と書いて、しんじょうと読む。これが、我々の、私も近くに住む、新庄に住む一人でございますけども、新庄という地名がついたゆえんだというふうにされているわけでございます。

この布施氏というのは、後に大和の国、戦国時代、大和の国を統一する筒井順慶という大和郡山の武将とともに行動するわけですけども、私が好きなのは、この筒井順慶の統一にかなり力を注いだ。松永氏という武将とこの筒井順慶とが戦って、筒井順慶というものが、非常に窮地に落ちていった、負けが続いた。奈良県内、幾つもの武将がこの筒井氏を裏切ったわけですけども、この布施氏というのは、最後の最後までこの筒井順慶を裏切ることなく、幾ら負けようとも裏切ることなく、この筒井順慶を布施城、寺口に呼んで、迎えてここで耐え抜いたというふうにされております。その後、筒井順慶というものが大和を統一をするわけですけども、最後の最後まで一緒に戦って裏切らなかった。強い者につくというのではなく、最後まで戦ったというところに、私自身、魅力あるわけでございます。

この筒井順慶、そんな覚えてもらわなくても結構ですけども、こういう筒井という名前は、大和郡山のひと、今、大和郡山に筒井という地名があるのも、残されているのもそのゆえんということでございます。

次の質問に入らせていただきたい。全国にもそういった山城というのはたくさんございます。地域の人でさえ知らない山城というのがたくさんございます。自治体というものが、各自治体が埋もれた歴史的資産を活用するというので、山城を活用した自治体交流、意見交換するというので、今、全国山城サミットというものが行われておまして、奈良県でも2つの市町村が入って、山城を観光資源として売っていく、こういうことを意見交換等もされているわけですけども、この山城サミットについて、お考えというものをお聞きしたいと思っております。

下村議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。

全国山城サミット協議会が、平成7年から、山城が存在する全国の市町村や関係団体が情報交換等を通して親睦と交流を深め、山城の保存方法や観光資源としての山城を生かした地域の活性化を図り、潤いのある豊かなまちづくりを進めることを目的として活動をされておりますが、有名な兵庫県の竹田城など、我が国の山城遺跡の代表とする国指定史跡の城郭遺跡でございまして、多くが積極的な遺跡整備、観光資源としての活性化、活用を表に打ち出す傾向の山城遺跡を有する市町村の情報交換の協議会でございます。本市の布施城跡の保存活用について今後どのようにしていくのが最適であるか、まず慎重に検討した上で、当協議会についても加入検討をすればよいのではないかと考えております。

奈良県内では、先ほど議員がおっしゃられたように、高取町や宇陀市が、この協議会の方へ加入されております。いずれも有名な戦国武将の壮大な山城跡でございまして、その城のふもとに営まれた城下町の様子も良好に残っており、城跡と城下町の景観一体を保存活用すべくまちづくり活性化に取り組まれている地域でございます。

以上でございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。

ぜひ、私は、山城サミットに入っていただいて、今、申し上げたように、当時の武将同士も、やはり戦いをした武将もいる。また、仲よかった、今、先ほど筒井順慶というお話をしましたけども、逃げ込んできた、葛城市の布施城に逃げ込んできた、それが最終、最後には大和を統一した、こういった歴史というのもお話をできる、また、意見交換をできる場として、山城サミット、ぜひ、前向きなご検討をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、先ほど冒頭に申し上げましたように、私たちは、約20名ぐらいのスタッフというのかボランティアグループで、山道整備いろいろなことをやってまいりました。しかし、10年間やってきますと、問題点、いろいろなものにぶつかってまいります。やはり、これが、私有地であるということなんです。

いろいろなことをやりたいな、例えば、椅子をつくりたいな、休憩されるのに椅子をつくりたいなと。何かを復元したいなということにつきましても、やはりこれは私有地である以上、限界というものがございまして。これを今、10年たったところで、皆が感じておるところでございます。何とか我々の仲間で、もっと市に協力をしてもらえないものやろうかという声をよく聞くわけでございます。私もそのように考えております。

そこで、私はボランティア活動、自分たちがやってきた経験を踏まえて、やはりそういうところに限界を感じて、市としての、いわゆる何か手助け、手だて、対応、もうその土地を買いましょうというのも1つかもわからないし、いろんな考え方があるかというふうに思います。この辺のところについてご答弁、お願いをいたします。

下村議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの藤井本議員のご質問でございます。今後の活用については、ボランティア活動にも限界があるということでございます。土地の買い入れ等ができないかというようなことでございます。

布施城跡につきましては、大変貴重な歴史的遺産でございまして、これを将来に残していく必要性は大変大きいものと認識をいたしておるところでございます。土地の買い上げや借り入れとなりますと、史跡の範囲を特定することが必要となってまいります。現在、当該地につきましては、地籍調査が行われておらないわけでございます、土地所有者の特定ができないところがございます。

また、史跡の調査、測量を行いまして、どこまでが史跡であるかということが必要となってまいります。その上、土地の所有者の理解、負担などの問題も生じてまいります。

このようなことから、市といたしましては、現状保存が一番望ましいと考えておるところでございます。

しかしながら、布施城跡の周辺につきましては、森林が荒廃している状況でございますので、今日まで積極的にボランティア活動を行っていただいております団体にも協力をしながら、今後は、山林所有者ともご理解をいただきながら、伐採を進め、周辺の整備に当たってまいりたいと考えておるところでございます。

また、布施城跡に至る林道につきましても、これまでも整備は行っておるわけでございますが、引き続き林道整備にも当たっていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 今のご答弁ですね、現状保存がどっちにしても一番望ましいと、しかし、活動もお願いしたい。その活動のために、今以上というんですか、一層に、市としても協力してまいる、こういうご答弁であったのであろうというふうに思います。

この件については、私も初めて質問をさせていただくわけで、お願いしたいのは何かというと、もう少し目を向けてくださいということを行っているわけなんです。今、部長の方からございましたボランティア団体、我々がやっていることに、もう少し協力もしてやってくということでございます。今後、予算等にそれが反映されているのかどうかも見ながら、私もお願いというものを続けてまいりたいというふうに思います。

布施城跡ということについて、今、申し上げているように、10年間ボランティアをやってきたというのを、ある意味、自負しながら、何点かお話をさせてもらいたい、このように思っております。

この布施氏、この戦国時代、布施という名前、この名前が今現在も葛城市内では、多くまではいかないけれど、幾つかのお寺で布施さんというお寺が多くございます。これは、戦国時代の布施という一族の誰かが出家をされて僧侶となった。それが現在に残っているというものでございます。今も、この布施という、先ほど私が申し上げたように、布施氏というのは、考え方を曲げずに戦い、負け知らずの布施氏ということを行いましたけども、これがお寺で引き継がれているということをご理解もいただきたいなというふうに思います。

また、葛城市、話はちょっとずれるかわかりませんが、一番多い名字は、名字ですね、吉川さんという名字が葛城市で一番多いんです。これは、歴史博物館で学芸員さんらと話をしてみますと、これもまた戦国時代、布施氏の家臣に吉川氏という者がおられた。家系

図等で一族であったということがうかがえる。いわゆるゆかりの名字であるというふうにされております。本当かなと思って、私も分厚い、当時の新庄町史というものを調べてまいりましたが、読んでみましたが、布施氏の家老という中に、吉川、名前は忘れましたが、何人かのお名前が載っていた。こういったことで、葛城市には本当に吉川さんというお名前が一番多いんだということでございます。

歴史博物館に行ってまいりますと、この布施城跡の復元模型というものが、入ったすぐのところがございます。それだけ、昔から布施城跡というものは大事にされていたんだろうなというふうにも考えられます。冊子を読んでみますと、布施城は全国的に見ても、最大規模で最高水準のお城であったというふうなことが、そこに書かれております。こういったことが、私なりの布施城に対する思いでございます。

あと、1つ覚えてもらいたいのは、私は、余り人が入ると形状が壊れる、こういう話もございました。確かにそれは言えると思います。そうしたら、放っておくのがいいのか、手を加えて守るのがいいのか。ここは今後の、きょうは結構ですから、今後の検討課題としておいといていただけたらなと、このように思います。守るという守り方。人を入れないのも守るなら、人を入れてきちんとするのも守り方なので、ここはお願いしたい。

私は、このボランティア活動をしながら、よかったなというのは、布施城は中腹と言いましたが、そこから上へ行きますと、ダイヤモンドトレールというのが通っています。ここまで行くと、その道が、葛城市に入るのか大阪府河南町に入るのか、それは別として、天気の良い日、また、澄み切った日には大阪湾が見えます。もっと本当に澄み切ったというのか、天候によりますけど、明石大橋まで見えます。この山から、海のない奈良県から見えるというのは、いわゆるハイキングコースとしても、何とか今後考えていただけたら、布施城を通過して、そういうハイキングコース、ダイヤモンドトレールがある、そこから海が見える。子どもみたいな話ですけども、私なりの思いというものを述べさせていただきました。

次に入りたいと思います。次は、小・中学校のエアコンの設置についてということについてお尋ねをさせていただきます。もうこれは、皆さん方ももう何回目やというふうにお思いやと思います。もうたびたび、このことについては申し上げてまいりました。

それでは、教育環境について、いわゆる冷房設備という観点で、暑さ対策、冷房設備という観点で、このエアコン設置についてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

この一般質問の通告書をお渡しするときに、公立学校施設の空調（冷房）設備設置状況調査というのが文部省で行われました。これが、平成26年4月現在で発表されております。全国の小・中学校の普通教室にエアコン、冷房がどれぐらいついているのかという調査をされましたので、それに基づいて質問をしますよということを通告しておりますので、これについて少し、表でもつくってきたらよかったですけども、述べたいというふうに思います。

普通教室、公立学校の小・中学校、例えば、平成16年には、今から10年前は普通教室6.2%が設置率だった。これが、平成26年度になりますと32.8%。約33%、3分の1の普通教室についているという状況にはなっております。この10年間で5倍、ちょうど5倍です。

それでは、平成26年の前に調査をされたのが、表としてありますけど、平成22年、4年前

ですね、このときは16%やった。この4年間で、2倍にふえている。教室数ですよ、学校数じゃなくて教室数、2倍に、小・中学校の教室のエアコン設置というのがふえているわけです。

この、全国で3分の1といいますけども、都道府県別もそこに記載されております。北海道なんかは余り必要ないのか、本当に低いレベルの数%しかない。北海道なんかは余り必要ないのかなというような数字が出ております。東北の北の方もそういうことで。だから本当に必要とするところでしたら、もう3分の1と言いましたけど、もっと高い率で設置をされているんだなというのが今の現状。

ここで、質問させていただくわけですが、今まで何回もこの質問をしてまいりました。今、申し上げたように、ここ数年間の間に環境というものが大きく変わってまいりました。葛城市は、質問するたびに、扇風機で頑張って、いろんな工夫もやっていくんだ、こういうことでお答えをいただいておりますけども、きょう現在の考え方について、今現在の考え方について変化があるのか、その辺をお尋ねをしておきたいというふうに思います。

下村議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまの藤井本議員のご質問でございます。先ほどお示しをいただきました全国の公立学校の空調設備の設置状況調査の結果についてということでございまして、平成22年は16%、平成26年は32.8%ということで、率に直しましたら倍以上になっておるわけでございます。

しかし、これを都道府県に鑑みますと、全国平均、普通教室で32.8%ございますが、奈良県につきましては、やはり低うございまして、数%台ということになっております。しかし、近畿の滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県の方をパーセントを見ましたら、50%、48%、36%というようなことでございますし、また、暑い地域の四国地方でございまして、徳島で25%、香川はちょっと高いですが81%、愛媛が4.6%、高知が13.8%ということでございまして、全国的な率を見ますと、やはり奈良県が低いということでございまして、また、葛城市もやはり地理的な、盆地でございまして、地理的なものも関係しておると思いますが、やはり比較的、夏は温度としては涼しいかなというような形で思っております。

ということでございまして、葛城市ではこういう新市建設計画で進めてまいりました小・中学校の耐震補強工事、これを優先的に取り組んでまいりまして、耐震化率が100%になったわけでございます。

また、耐震化工事と同時に取り組んでまいりました大規模改造工事につきましても、基礎、柱、はり、耐力壁などの保全、内装仕上げの劣化の改修、外装の劣化や損傷部分の補修と改修、機械設備や電気設備の更新と改修、各種建築基準の法令適合のための改修等を主に実施をしてまいりました。

また、バリアフリー化や強化ガラスへの改修工事、アスベストの撤去工事等によります児童・生徒の安全性の確保などの改修を行ってまいりました。また、老朽化しました小・中学校の建物を改修することにより耐用年数を延ばし、安全性、利便性、衛生性を確保すること

を重点的に、リニューアルを基本として取り組んでまいりました。

このように、合併当初からの整備方針に従いまして児童・生徒の安全性の確保を最優先に取り組んでまいった次第でございます。したがって、小・中学校の大規模改造工事でのエアコン等の電気設備等の設置や、太陽光パネルの設置など新規の設備の整備につきましては、子どもたちの安全性を第一と考えます耐震工事を優先的に実施してまいりましたので、大規模改造工事では行ってこなかったのが現状でございます。

しかし、全国的に小・中学校のエアコンの設置の市町村はふえておりますが、葛城市といたしましても、全ての普通教室にエアコンの設置をするようになりますと、多額の費用が必要になってまいります。また、設置後に電気代や修理費用等のランニングコストについて、大きな課題となってくると考えております。

このようなことから、小・中学校の普通教室へのエアコンの設置につきましては、より緊急性の高い幼稚園の耐震化を優先的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 いつもと同じ答弁をいただきまして。要として、先ほど言うたのは、ここ2、3年で急激に、全国的に変わってきたという認識に、全国が変わってきた、暑さも変わってきた、それに対応して全国の小・中学校も変わってきたという認識は持ってください。持っておられるやろうと思いますけど。

それと、耐震化を優先してきた。これは、もう評価もさせていただきます。大規模改造工事、これも積極的に取り組まれた。しかし、この大規模改造工事の中にも、環境改善交付金ということで、クーラー、いわゆるエアコンの設置も入っているんですよ。太陽光パネルの設置も入っているわけです。もう少し、ご検討いただけなかったものかと。また、今まではされてないんで、今後をお願いをしたいというのが、まだまだ私は言い続けなければならない、このように考えておるところでございます。

部長の今の答弁の中に、全国的には3分の1になる。今、大阪府や滋賀県とおっしゃった、近畿でも50%を超えているところもあるし、非常に高いんだ、しかし奈良県が非常に低い、こういうご答弁がございました。奈良県は涼しいとは感じませんよ。やっぱり盆地であって、調べてくださいね。湿度が高い県ということで、湿度の高い県で調べていただいたら、奈良県は上位に来ています。これは盆地やから当然のことやというふうに思いますので、ここは考え方を改めていただきたいな、このように思っております。

ここに、今、おっしゃられたので、私も興味があって、新聞を残しといたんですけど、今年の8月8日の奈良新聞1面に、奈良県、県内小・中学校エアコン設置率6.1%、西日本で2番目の低さということが、ここで1面に載せられました。

今後、これは県議会でお話をされたということが主に載っておるわけでございます。全部を読みませんが、東京都では100%ある。100%になっているのに、奈良県は6.1%。

ここでおもしろいのは、各県議会の議員さんが三人三様のご意見を述べられています。これをご紹介してもらいたい。A県会議員さんは、エアコン設置など環境を整えば、夏休み

期間の短縮を考えてもいいのではないかという議論を述べられている。また、B議員さんは、冷房環境を整えることと夏休み期間は別の話と、冷房を入れても夏休みの短縮ということに難色を示した。こういうことが掲載されているそのままを読みますよ。あともう一つは、温暖化など高温が続く異常気象もあるが、ただ、日本には四季があり、その移り変わりというものを感じることも大事ということで、三者三様のご意見だということで、今後、県の方でも議論が進みますよということが、ここに載せられておるわけでございます。

そこで、少し、この関連したことで、話はずれるかも知れませんが、葛城市の学校規則、平成24年度から夏休みを短縮された。このときに、これをされる前、私は、平成23年6月議会議事録を読み直しておりましたけども、一人、もう猛反対をいたしました。その中身はいいとして、夏休みを短縮するのを反対したんじゃない。環境も整えないのにだめだということで、反対をさせてもらったわけでございます。それを読みますと、奈良県で初めての試みということでございます。私は、そのときに、きっと奈良県で後を追ってくる小・中学校は、環境を整えば別ですよ、環境が整わずして、葛城市のように夏休みを短縮して2学期を前倒しにする、こういう学校は出ないと思いますよ、ということ述べたというふうに記憶もしておるし、議事録に残っておるわけでございますけども、それだけ奈良県民の保護者の方、また、教育に関係する人は、暑さに対して敏感になっていると思うんです。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、今、葛城市のように夏休みを短縮して2学期を早められた、私立のように冷房を完備しているところは別ですよ、そういう公立学校はないですよ。学校はあるのかなのか、これだけ、本当に教えていただきたいと思います。

下村議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。夏休みを短縮して実施しているというところは、条例、規則等を整備をした市町村では、葛城市だけでございます。

ただ、県内にある市町村でございます、これは、まだ規則改正をしていないところでございますが、1週間前倒しをされて実施をされて2年目のところがございます。この期間中何をされているのかということですが、そういった授業内容としましては、復習を含めた勉強ということで、また、特別活動としましては、マーチングの練習とか運動会の練習をその間しているとかいうことで、給食の方、当然、ございません。なお、出席扱いとはなっておりませんが、ほとんどの児童が登校して、4時間程度のそういったことをされておられるということで、そういう結果が出ております。

以上でございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 学校規則まで変えて、正式にやっているのは葛城市だけという答弁でした。市長にお伺いしたいと思いますが、私は今、申し上げてる、もう3年、4年目に入りますよ、この話をさせてもらってから。それで、先に申し上げたように、全国的な流れというのは急変している。ここまでふえている。市長はいつも大胆なことを、大胆というか、先々とやっていかれる。どういうんですか、いい言葉で言うと魅力もあるわけです。ぜひやっていただきたいと思いますが、次の質問もあるので、本当に気持ちだけをお伺いしておきたいと思っております。

下村議長 山下市長。

山下市長 藤井本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

教育委員会の部長が答弁をさせていただいたとおり、今現在進めていかなければならないことを進めていく、その中でまた検討してまいりたいと思えます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 市長の、学校のいわゆる空調、暑さ対策ということについては、今のご答弁のとおり、教育委員会にお任せすると、こういうふうなお答えであったであろうと思えますので、質疑ですので、議論ではございませんので、次にまいらせていただきたい、このように思えます。

3番目の質問に入らせていただきます。3番目は10月から実施をされました「すむなら葛城市住宅取得事業」について。葛城市に住むといいこといっぱい。葛城市で住宅を取得された方に2万円。こういったことで、発表されております。ここでお伺いをさせていただきたいわけですが、まずこれの取り組みに至った経緯、また、これの内容、対象者等も含めてお伺いをさせてもらいたいと思えます。きのうの質問の中で、答弁等に関係するようなものもございましたので、簡単に結構でございます。

下村議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

まずただいまのご質問の、実施するに至った経緯でございます。葛城市におきましては、合併以降、人口はこれまで微増ではございますが、また順調に増加しているところではございますが、しかし近年、全国的に人口減少が叫ばれている中、本市も例外ということではなく、危機感を持って昨年末より地域経済の活性化を図るために、定住促進のための施策を検討してまいりました。いろいろ他市の事例も参考にいたしながら、まずは住宅ローンの利子補給の検討から始まりまして、内容的に新築住宅だけの補助でよいのか、あるいはマンションや中古住宅に対しても配慮が必要ではないかなど、幅広く利用していただくことの検討をしてまいりました中、現在の、すむなら葛城市住宅取得事業補助金交付要綱となったところでございます。

対象者につきましては、転入の方だけではなく、人口の流出も考慮する必要があると考えました中、市内に住所を有する方が新たに市内で新築された場合、あるいは中古住宅を取得された場合にも補助の対象としておりますので、一定の人口維持に効果があると考えております。新築住宅につきましては2万円、中古住宅につきましては1万円の補助という形になっております。

以上でございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 私、こういうことに注目されたというのは、部長にもお話ししたけれども、よくやってくれたと、私なりに評価もさせてもらってますということをお話をさせてもらいました。しかし、ここに目をつけてもらったということについては、そのように思っておるわけですが、いろいろ意見も述べさせてもらわないといけないことがたくさんありますので、述べていきたいというふうに思えます。

この事業の利用についての予算はどういう見込みをされているのか、お伺いしておきたい
と思います。

下村議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 事業の見込みということで、お答えをさせていただきます。

現在、多くの問い合わせ等もございますけれども、また窓口にも相談に来られておられる
方もございますけれども、本年9月に補正予算を計上させていただいている金額につきまし
ては、半年間で150万円。約75件を見込んでおりまして、年間に直しますと、約150件という
見込みを考えております。

以上でございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 今、年間で150件をまず10月以降見込んでいるんだという話を聞かせてもらいました。

私も、この補正予算には賛成をしておりますが、それはそれでいいとして、葛城市の現状に
ついてお伺いさせてもらいたいと思います。朝から阿古議員の質問の中にミニ開発の話があ
って、この年度は申請が多かったと、こういう話がございましたけども、直近の、ここ2、
3年で結構でございます。葛城市で家というのはどれぐらい建っているのか。それを見なが
ら、この数字というものを立てられたのであろうと思うわけですが、そこを教えていた
だきたいと思います。

下村議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 近年の住宅の新築件数につきまして答弁させていただきます。

税務課の新築に係る評価件数でお答えさせていただきます。平成24年度におき
ましては149件、平成25年度におきまして193件となっているところでございます。

以上でございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 その年度その年度によって、先ほど朝からの生野部長の答弁じゃないですけども、この
年は多かった、この年は少なかったということがあろうかというふうに思います。しかし、
年間で、今、予想を立てられているのは年間150件を予想している。去年が家が建ったのが、
平成25年度は193件。その前が約150件。どうなんでしょう。普通、何かをしようとしたとき
に、目標を立てるときは、今までの水準よりちょっと多めの目標を立てるわけですが、去年
平成25年度は193件あったと、それなのに、今度150件を予算計上している。計画をしている、
予想をしていると、こういうことですね。それだけ、今後、建築をされるという件数がいわ
ゆる人口減少というものを重きに見られているのでしょうか。

ちょっと、ここは何でかなと私は思うんですよ。去年190件、200件ほど建っている。それ
で家を建ててもらうのを促進しましょうと言いながら、150件しか計画をしていない、そこ
には何らかの要因があるのですか。今、もう答えは求めませんから、ここはもう少し大胆な
方がいいんじゃないかというふうに考えております。

私もこれを質問をさせていただきますのに、葛城市が奈良県の中で、これトップじゃない
んですよね。大和郡山市では、転入・定住・家族の絆応援助成金というものを実施をされて

います。ここは、20万円というものの助成がございませう。ただし、転入の方に限られています。また、年代も40代以下の方という年齢まで決められている。そういう方を対象とされているというようございませう。また、20万円とは別に、義務教育終了前の子どもさん1人につき5万円。ということは、例えば子どもさんが2人おられて転入された場合は、30万円というものが支給をされる。どういう形で支給をされるかというとう、地元大和郡山市で使える、市内のお店か大和郡山市でしか使えない商品券として配られているというものです。

宇陀市の方も同じようなことをされております。宇陀市の場合は、金額も違っています。ここは、転入者は10万円、宇陀市民の方が家を建てられた場合は5万円交付をいたしますと、こういうものでございませう。ここも商品券で、宇陀市で使える商品券というもので、それをお渡しされている。

ここで、質問に入らせていただきたいわけございませうけれども、先に実施されている大和郡山市、宇陀市のように、やはりお金で渡すよりも、この商品券で渡すということについてはある一定の意義があるかというように思っています。それを、先にやられているところも参考にし、という答弁がありましたが、なぜされなかったのかというのと、この2万円については確かにもらえるということについてはこれはいいことやと思っておりますが、家を探して、どこかに住もうかと地域を探すときに、この2万円がそんなに魅力なのかどうかですね。ここを、私はちょっと疑問に思っています。どういうところからこの2万円が出てきたのかと。今、申し上げた大和郡山市は20万円、子どもさんがおられたら1人につき5万円ずつプラスしますよと。年齢制限等がありますが。宇陀市やったら10万円。これが正しいとかいいとか抜きにして、ちょっとそこらと比較すると、2万円というのは少ない。本当に魅力あるのか。かつ、そういう商品券ということについての議論はなかったのかということについてお伺いしておきたいというふうには思っています。

下村議長 山下市長。

山下市長 藤井本議員から2万円の額が少ないんじゃないのか、インセンティブがないんじゃないかということと、何でまた大和郡山市とか宇陀市みたいに商品券にして、それを市内に還元しないのかということをおっしゃいました。

市役所の予算を組んで配るのは簡単です。しかし、それは市民の皆さんから預かった税金でございませうから、できるだけ、市民の皆さんから預かった税金を大事に使っていかうと思って考えたときに、私は、そうだと、市の事業だけじゃなくて、協力をしていただけるような企業と一緒にやればいいんじゃないかなと思って、全国で初めての試みでございませうけれども、市としては2万円だけ現金でお渡しをさせていただく。これは、インセンティブにはならないだろうなどは思いましたけれども、しかし、葛城市に来ていただいて、葛城市に家を建てていただいた場合は2万円ということを考えさせていただきました。企業にご協力、今回、とりあえず入り口としてご協力をお願いをしまいたったのが、南都銀行、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、JAならでございませう。この4行の担当者と昨年11月、12月ぐらいから協議を重ね、そこに山本部長や企画部長も入り、また、住宅担当の責任者も入っているいろいろと検討をさせていただきました。

初めに、企画部長が申し上げたように、初めは私の方も、住宅ローンの利子補給というところから考えさせていただいたんですけども、最終的に、各行から、我々もご協力をさせていただくから、市の方からは、市としても入ってこられた方々に対して、インセンティブとして何か考えていただいた方がいいというサジェスションというかご提案があったわけでございます。

それで、葛城市からは2万円。企業、今、申しあげました金融機関でございますけれども、店頭金利から、住宅ローンを組んでくださった場合は、1.5%を引きましょうという、とんでもないご提案をいただきました。3,000万円、30年で借りていただきますと、約元本、金利合わせまして、どのくらい安くなるのかということを経営をいたしましたら、864万円安くなります。だから、市が入り口でこれを10万円、20万円とって積むよりも、最終的には家を買われた方は、3,000万円借りられた場合ですけども、860万円以上も安く家を購入することができるという、ほかのところでは決してまねのできない商品を、葛城市としてはつくり上げることができたというふうに思っています。

市の単独でやるのではなくて、やはりそこに協力をしてあげようという企業があつて初めてこれはできた。それは今まで葛城市が基金を積み立てさせていただいて、それを預けさせていただいた。今、50億円近くございますけれども、それを預けさせていただいたり、また、事業をする場合に、縁故債という形でその企業から借入れをさせていただいてるというお付き合いがあつてこそ、そういうご協力をいただけたものだというふうに思っています。

私は、今、担当者に対して、これは入り口だよと、これから葛城市に住んでいただく人に対して、いろんな企業から葛城市に住むと、例えばこういうサービスをしますというようなことを提案いただけるようなキャンペーンを考えないかということを経営を今、申し上げております。2年後にはマイナンバー制度というものが出来まいます。カード1枚を持っていればいろんなサービスが受けられるような社会になれば、私はもっと利便性が上がるなというふうに思っておりますけれども、その入り口として、この、すむなら葛城市キャンペーンというのを、ぜひこの突破口として進めさせていただきたいというふうに思っております。

それと、なぜ、少なく150件ぐらいしかということでございますけれども、初めてのことでございます。どのくらい来るかわからないので、たくさん応募があれば、当然、議会の皆さん方もふえることであれば反対はされないだろう、だから補正予算で対応させていただこうということで、入り口を小さく見させていただいたということでございます。

下村議長 藤井本君。

藤井本議員 考え方、本当にすばらしい。人口問題等、また、葛城市の魅力発信ということについて、私は、本当に協力をしてまいりたい、一緒になってやっていきたいなど、このように思っておりますけれども、ここからが問題です。私は、ここで本当は終わろうと思ってたんですけども。

大和郡山市が助成金をされているというので、大和郡山市と話をしたんです。そしたら、大和郡山市はこれ以外にも、先ほど助成以外にも金融機関、あそこは奈良信用金庫さんというのが本店があつて、指定金融機関になっています。聞いてもいないのに、向こうから教えていただいたわけですが、同じように、指定金融機関になっている奈良信用金庫では、住宅

のローンの適用金利よりも0.1%引き下げてもらおう、こういうこともやっておりますと向こうの担当者の人もおっしゃってました。

どういふことかなと思って、あそこは奈良信用金庫さん、指定金融機関になって、そこだけで南都さんもない、ほかもないということで。今、市長がおっしゃっているように、葛城市の金融機関はみんな話をしてきたということについては、大変すばらしいんですけどね、今おっしゃっているその1.5%引き下げることによって、3,000万円を借りて、30年借りると800何万円得やと、これを大々的に言うということについては、私はお願いなりご指摘をしておきたいと思う。

なぜかという、今の金利情勢ですね、私、葛城市を回ると迷惑になったらあかんのではかのところへ行きましたけども、今、住宅ローンの金利のパンフレットをくださいと言って、金融機関に行くと、このパンフレットでしたら、マイナス1.95%にするところもあるし、マイナス1.7%下げるところもありますよ。これが今の金利情勢なんですね。普通の人金融機関に行って借りて、金利のパンフレットをくださいと言うと、これが置いてある。

何を言おうとしているかというのは、皆さんわかっていただけるかと思うんですけども、そしたら基準金利とは何だということになるんですけども。葛城市では聞いていません。大和郡山市なり奈良なり宇陀市なり、金融機関に聞きました。いわゆる店頭金利、店頭に表示している基準金利で融資をするときはあるのですか。今、そんなのないですねというのが答えでした。

それで、私は、これはどうなっているのか、私も、知ってくれてはるように金融機関出身者なので、ある程度の知識等は持っているつもりです。それで、どこへ聞いたらいいかな。全国の銀行協会というのが東京にあるんですけど、銀行協会のそういう部署に電話で聞きました。そしたら、今、長期金利は下がっています、住宅ローンというのは非常に下がっている。基準金利、店頭金利というものはあるけども、そこから1.5%、2%下げる、いうのが普通になっている。これは、非常にややこしいですねという話をしていましたけども。金融、銀行協会の話なので、それは金融機関の戦略ですと。何%というものを提示しながら、そこからマイナス何%するんですというものが今、現在の金融機関のやり方だというお答えでございました。

だから、今、おっしゃった、部長の答弁にもあったけども、市制10周年のときも、声高らかにお話をされてました。考え方、やったことは私は本当にすばらしいことやと思うけども、800何万円得をする。例えば、片方で1.7%、基準金利よりもマイナスですよというパンフレットがあって、葛城市のこの事業1.5%ですよ。こうなってくると、どっちが得かと、ここを考えたときに今、現在800何万円得ですというのは、結果として、やってることはすばらしくても、訴えてることは、正しくない。そこを考えて、今後、大勢の前で、たくさんの方の前でお話をされる、紹介をされるわけですので、ご指摘もしながら、ご注意をお願いしておきたい、このように思います。

下村議長 時間が余りございませんので、簡略にお願いします。

山下市長。

山下市長 ありがとうございます。さすが、金融機関出身の藤井本議員でございます。誰でもその金利じゃあ借りれるわけでございますね。パンフレットが置いてあるから、誰でもその店頭金利から1.7%か2%下げた値段で借りれるというローンだというふうに、藤井本議員は表現をされたように思いますけれども、そうじゃない、やはり銀行に置いてあるところは、今までのおつき合いであつたりとか、いろんな審査があつて、その中で、その金利で借り入れる方もいらっしゃれば、そうでない方も当然いらっしゃるわけでございます。ですから、もちろん、長いことその銀行でおつき合いをされたりとか、所得が高かつたりとか、住宅ローンを組まれて、返済が滞ることがないだろうという審査が通りやすい方は、優遇された金利で借りられることは十分できるだろうと思いますけれども、それは1.5%よりもより高い金利を下げてもらったところで借りていただいたらいいというふうに、私も思います。でも、そうじゃない方もいらっしゃる。そういう方々にとっても1.5%は引いていただけるといふ、これはインセンティブになるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

下村議長 簡略をお願いします。

藤井本議員。

藤井本議員 おっしゃるように、確かに、全部のお客さんが、銀行に行かれたお客さんがその基準金利よりも1.7%、ここであつたら、1.7%、1.8%とこう表示ありますけれども、それは全ての方がそうなるかどうか、これは私もわかりません。

しかし、パンフレットを置いてあるんですよね、銀行のところに。これが例えば、私が言おうとしているのは、1.3%とかのパンフレットが置いてあつて、それで葛城市が、市長が話をされて、1.5%というのであれば、先ほど利子補給の話もありましたけど、これは魅力ありますよ。そやけども、例えば、葛城市特別住宅ローンというような名前のものが、勝手につけましたけど、これ1.5%やと。これも審査が銀行であるわけですから。審査なしで誰でも1.5%で借りれるということは絶対あり得ない。皆、審査あるわけです。

だから、今、金利状況というのは、全国的にこういうものだ、その中で、800何万円は得するというのは、私は、表現として間違っていると思います。ここは、少し、ご検討いただいて、今後そういう誤解を招かないように、せっかくいいことをされて、視点としていいものやと思つてますけれども、800何万円も得するんです、全てがそうでもないし、今現状、その店頭金利、店頭に表示している金利で貸し出しをしている金融機関というのはほぼないと、こういうことでございますので、そのことをご忠告を申し上げたいと思います。

以上で終わります。

下村議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時02分

再 開 午後3時10分

下村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。私の質問は、新道の駅建設事業についてであります。質問の詳細については、質問席にて行わせていただきます。

下村議長 白石君。

白石議員 質問に先立ちまして、議長から許可をいただいておりますパネル5枚と、それからこの平面図のパネルの縮小版をプリントをいたしまして、配付をいたします。これについても議長の許可を得ておりますので、よろしく取扱いお願いいたします。

下村議長 許可いたしますので、配付してください。

(資料配付)

下村議長 行き渡りましたね。

白石議員 それでは、再開をして、質問に入らせていただきます。

まずは、新道の駅建設事業の事業費、当初18億円でありました。また、違法盛り土部分のこの競売による落札、あるいは隣接する民有地の買収等による吸収源対策公園緑地事業等が進められるわけでありましてけれども、道の駅とは直接関係はないけれども、関連をして事業が進められることになっております。これらの関連した事業費について、順次お伺いをしてまいりたい、このように思います。

平成23年10月25日、地域活性化新道の駅建設事業計画案が都市産業常任委員会に初めて提案をされ、平成24年2月23日には都市再生整備計画が策定されました。そして、今日まで3年間余りがたちますが、その間、施設の規模や内容、配置が決まらずに、事業主体や経営分析も定まってきておりません。そして、記憶に新しいわけですが、平成26年3月には、交流広場部分は公園事業で実施をすることとして、事業面積2万1,000平方メートルから違法盛り土の区域やその隣接地等を含む5万3,000平方メートルを一体整備をすることとして、7万4,000平方メートルに拡大をされたわけでありまして。

ところが、それも、半年もたたないうちに、この6月あるいは9月議会には、公園事業による一体整備は間違っていた、もとの都市再生整備事業計画にまた変更をすると、こういうことが説明され、交流広場部分が2万1,000平方メートルに、また戻ったわけでありまして。まさに、施設の規模や内容や配置、そして事業計画、事業手法、事業面積もころころと変わってきたわけでありまして。具体的にパネルを使ってご説明をしたい、このように思います。

ここに当初の新道の駅事業計画の場所と事業面積が、地図をつくってまいりました、3万3,000平方メートルであります。この地図が3万3,000平方メートルの地図であります。これがこの3月の時点で、総事業面積8万6,000平方メートルとなる一体整備を行うということによって拡大をされた。それが、この違法盛り土部分4万2,990平方メートル、隣接する土地6,840平方メートルとあわせて、8万6,000平方メートルに事業が拡大されるんだ、こういう説明があったんですね。

ところが、さきの9月定例議会で、いやいやあれは間違いだった、また、この3万3,000平方メートルに戻すんだと、こういうことであつたわけでありまして。

さらに皆さん、お手元に配付しております資料ですね、平面図があります。これについて

は、計画がどのように施設の規模や配置が変遷してきたか、このことを見ていただくためにつくってまいりました。左の肩に、提出をされた当時の年月日が書かれてあります。一番古い分からいきますと、平成23年5月、これは検討委員会やワーキング会議をやられる中でつくられた、その業務委託された計画案であります。施設は、道の駅の管理事務所は交流広場部分にありますけれども、それぞれ分散をして、この配置をされています。このときには、一番上部には、展望レストランも高台にありました。

それが、平成23年10月25日初めて都市産業常任委員会に提出された、この平面図によりますと、これも分散はしておりますけれども、配置がもう全く変わってきていますし、レストランがなくなっている、こういうことになっているわけであります。

さらに、平成24年2月23日、このときに都市再生整備事業計画が策定をされ、改めて資料が提出をされたものであります。これもまた、分散型になっていますけれども、依然として道の駅の管理事務所は交流広場部分に建設される予定であると。当然、地産地消レストランはなくなっている、こういうことであります。

そして、一番最後に、直近の、平成26年6月25日の総務建設常任委員会に提案をされた、この土地利用計画平面図であります。これについては、施設については、商業施設については、明確には書かれていませんけれども、中央部分の黄色いところにL字型の一体型の商業施設が配置をされる、こういうことになってきた。大体、これがこの間の6月の定例会や9月の定例会での議論の中で、固まってきたものではないかと思えます。

しかし、このように施設の配置、規模、内容そして事業面積がどんどん変わってきているわけであります。

私たちはこの議会の中で、これは一体どうなっているんだ、事業面積はふえ、そして施設の規模もふえてくる。これから事業費はどのようになってくるんだろうか、こういう危惧が生まれてまいるわけであります。

この12月5日の総務建設常任委員会協議会において、理事者側から建設資材の高騰や用地買収費の増額等によって当初の18億円の事業費は20億円程度に膨らむ、こういう報告がされました。まさに恐れていた事業費の増額が正式に浮上してきたわけであります。しかし、私は、この3万3,000平方メートルの道の駅並びに交流広場部分の事業費が20億円で済むのか、また、関連施設の整備、造成等々がどの程度膨らんでいくのか、これは大変な問題だというふうに思います。

そこで私はまず、新道の駅建設事業費に限って、まず、お伺いをしておきたい、このように思います。報告では、20億円程度になっているということがありました。当初の計画からしてどのようになっているか、増額あるいは減額されているかということをお伺いしてまいりたいと思います。

まず第一は、測量設計等委託料についてであります。これは、当初の計画では8,000万円でありました。次に、広場、公園あるいは建物部分の造成あるいは分水の工事等の造成工事費であります。これは当初8億4,770万円程度だったと思えますが、これがどのように変わってきているのか。減っているのかふえているのか。

さらに、用地の買収費等についてであります。これは、当初4億6,500万円であったというふう思うわけでありますが、これが1億円余りふえるというふうにも聞いておりますが、どの程度になるのでしょうか。また、注目の商業施設であります。当初1,575平方メートルのものが、1階が2,300平方メートル、2階が800平方メートル、合わせて3,100平方メートルに拡大をされました。当然、建設費はふえるわけでありますが、どの程度ふえるのかお伺いをしたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの白石議員のご質問でございます。新道の駅の建設事業の経費の増加についてお聞きしていただいたと思います。

まず最初に平成24年6月現在の、今現在、新市建設計画で上がっておりますこの新道の駅の事業、18億3,796万1,000円についてご説明を申し上げたいと思います。

その内訳といたしまして、人件費が1億1,007万7,000円でございますので、実質事業費につきましては、17億2,788万4,000円になろうかと思っております。その中で、工事費と測量設計につきましては、概算でございますが約6億5,000万円。そして建物につきましては、先ほど来申されましたように、地域交流施設につきましては、この当時1,575平方メートルでありました。そして、道路情報施設につきましては635平方メートルということで、合わせまして2,210平方メートルの建築面積であったわけでございます。用地につきましては、ご指摘がありましたように、4億6,500万円ということで、その他を合わせまして17億2,788万4,000円の事業費になっておるわけでございます。

なお、今、12月で、新市建設計画の補正をお願いしておるわけでございますので、金額は具体的に申すわけにはいきませんが、建物については以前より1階が2,300平方メートル、2階が800平方メートルということで、合わせて3,100平方メートルという説明をいたしておったわけございまして、このたびまだ、今のところ案ではございますが、床面積等がおおむねまとまってまいりましたので、今現在の床面積、建築の面積じゃなくして、床面積に対しての割り振りをお答えいたしたいと思っております。

地域振興棟の1階部分につきましては、1,891平方メートル。2階部分につきましては688平方メートルで、合わせて地域振興棟につきましては2,579平方メートルでございます。なお、その場所に道路情報棟施設が一部併設いたしますので、それが278平方メートルでございます。そして、あと、道路情報棟につきましては、一部場所が変わりまして、今、白石議員お配りいただきました、皆様方、地図を見ていただきたいと思っておりますが、この一番右の道から真ん中の園路から右側部分に道路情報棟とトイレを併設いたしまして、それが、260平方メートルでございます。今、申しました全て、そして駐輪場が90平方メートルと、全て合わせまして3,207平方メートルの床面積を今現在予定いたしておるわけございまして、あと、この部分につきましては、17日開催の総務建設常任委員会で新市建設計画の変更の中で詳しく申し述べたいと思っておりますので、この場では、協議会で申しました約20億円余りということをお答えさせていただきまして、ご理解をいただけたらと思っております。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 本定例会における総務建設常任委員会で改めて20億円に増額された内容について説明、報告されるということで、本日の答弁についての詳細は控えさせていただくということであり、しかし、私は、現時点で、実際に、測量設計等の委託料がどのようになってきているか、この点をまずお伺いをしたいというふうに思います。

当初、測量設計等の委託料について8,000万円だったわけであり、実際にこの間、平成25年度の執行状況、発注済みの事業が、試算してみますと1億4,000万円弱ぐらいになっているのではないかと、このように思うわけであり、これは、この建築設計とか運営計画とか用地等の鑑定費であります。この点で、測量設計等の委託料については、執行された現況からしておおよそ1億4,000万円程度、いやいや、6,000万円程度ふえているのではないかと、このように思うわけであり、この測量設計の委託料について、いやいや1億円ぐらいふえるんだ、いやいやまあ大体6,000万円ぐらいだ、という範囲の中で、現況を見た限り、ふえるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 測量設計についてでございますが、確かに白石議員おっしゃいましたように、当初の8,000万円から1億円、今、申されました額を執行いたしておりますので、その分が増加はいたしておりますが、あと、測量設計については全て契約も終わっておりますので、今後、執行する見込みがないということでございます。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 生野部長の答弁のように、ほとんど執行されているわけですから、それだけ見てみましてもやはり6,000万円、あるいはそれ以上増額になっていると、こういうことでもあります。

造成費等の工事費についてお伺いしたいと思います。これについては、私は、当初の見込みが非常に甘かった、多いのではないかと、このように思っているわけであり、平成24年3月の都市再生整備事業計画では、約8億4,000万円程度が予定されていたわけであり、この分については、分水工事が既に発注をされております。この分水工事については、メートル30万円、いやメートル50万円でしたか、それが700メートルということですので、3,500万円ですか、の予定だったわけですが、実際に発注された金額というのは、この6,900万円、3,400万円ぐらいはふえている。しかし、大体、この3億円から4億円ぐらい多く見込まれているので、この造成費については相当圧縮できるのではないかと、このように思うのですが、この点、部長はいかがお考えか。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 確かに、白石議員ご指摘のように分水工事につきましては、若干の増額があったわけでございます。今現在、一部造成と申しますか、の工事に一部入っておるわけですが、その契約が約5,000万円ということございまして、ご指摘のように造成費については、幾ばくかの金額の減額をお願いするという予定をいたしております。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 次にまいりたいと思います。

建物の建築費についてであります。先ほど部長の方から、詳細な答弁をいただいたわけがありますけれども、改めてその内容についてお伺いをしておきたいと思います。

道の駅の管理事務所あるいは交流広場の観光交流センターやまちづくりセンターなど、約3,000平方メートル余り、延べで、そういう状況であります。大体、平方メートル20万円とすれば、やっぱり6億円ぐらいの事業費になるのかな、こういうふうに思うわけであります。平成24年3月の都市再生整備計画では、4億6,216万円が予定されていたと、このように記憶をしているわけではありますが、それからすると、1億4,000万円あるいはその物価の、資材の高騰や人件費の高騰を含めていませんので、やはり2億円、もっと建築費がふえるのではないかというふうに思います。

当初の事業計画からして、どの程度、2億円超えるのかあるいはそれを下回るのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 当初の計画につきまして、今、白石議員、4億幾らとおっしゃったと思うんですけども、18億円、当初の事業費のときの建物の建築費用につきましては、道路情報棟部分、そして地域振興棟施設を合わせまして5億4,200万円という分を計上させていただいておったというふうに思っているわけございまして、この部分で、建築面積につきましては、2,210平方メートルであったわけございまして、坪単価に直しますと約80万円。今後、3,207平方メートルという形で床面積を、私、申したわけございしますが、当然、ご承知のように建築面積になりますと若干上がるかなという、面積はふえるかということになるかと思えます。

そして、この地域振興棟につきましては、下屋と申しますか、ひさし部分も当然建築に入るわけございしますので、この部分につきましては、今現在、設計の予備の段階でございしますので、若干、下屋部分の面積も建築確認には必要になってきますので、その部分がふえるということございまして、今おっしゃっている中で、2億円ふえるかどうかの件でございしますが、これにつきましても、17日開催の総務建設常任委員会でご報告をいたしたいというふうに思っております。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 2億円ふえるかどうかについては、これは総務建設常任委員会でご報告させていただくこととありますので、これは改めて総務建設常任委員会において、この審査をしていただきたい、このように思います。人件費や資材の高騰並びに建築面積の拡大によって、建築費の増嵩はこれはもう避けて通れない、こういう状況であります。

次に、用地の補償費等についてお伺いをしてまいります。

用地については、平方メートル1万5,000円、3万3,000平方メートルで、約5億円が予定をされていたわけであります。この間、前任者の答弁では1億2,000万円程度、用地買収費

でふえてくると、こういう答弁がありましたし、また先般の総務建設常任委員会協議会でも話がありました。増額されるということだと思います。実際、どの程度、用地買収費あるいは補償補てんがふえるのか。私は、6億円程度になるのではないかと、1億円程度ふえるのではないかと、このように思っているわけではありますが、この点いかがでしょうか。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 用地費についてのご質問でございます。用地費につきましても、当初、平成24年6月の予算計上いたしましたして、今、議員おっしゃいましたように4億9,950万円の予算を計上いたしておりました。用地買収の面積につきましては、事業面積1.2ヘクタールと2.1ヘクタールということで3.3ヘクタールということが話しさせていただいていると思うんですけども、その分につきましては、道路等の面積も含んでおりますので、実際の用地買収面積につきましては、2万9,092平方メートルになるわけでございます。当初の予算からいきますと、今、白石議員おっしゃいました平方メートル1万5,000円の分につきましては、大体坪単価で申し上げますと、5万6,700円の単価を維持して、単価部分の予算を持っておったわけでございます。申しあげましたように、若干の用地買収費の増額もお願いしたいということになるわけでございますので、これにつきましても、17日開催の総務建設常任委員会で詳しくご説明をさせていただきたいというように思います。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 次に進みます。

当初の、この5億円の予定の中に、家屋の補償補てん費が幾ら入っていたのか。実際に、用地の買収費はどれほど予定されているのか、お伺いしておきたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 補償につきましては、家が1件、そして社会福祉施設が1件と、あとその他工作物が2件あるわけございまして、その分につきましては、今、最終的な契約についてあと1件、最終的なものは残っておるわけございまして、その分も踏まえまして、何分、補償につきましては、個人の関係もございまして、個々の分の発表は避けたいと思います。また、用地につきましては、全て終わった段階ということになりますので、用地については全て終わっておりますので、それにつきまして総額を、これも同じく17日の総務建設常任委員会で、総額を公表いたしたい、というように思います。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 平成25年度の決算では、建物補償ですね、補償補てん賠償金として7件、7,800万円余りが執行されております。これは大体この7割分だというふうに思っているわけでございます。更にこの費用はふえているというふうに思いますし、先ほど、その社会福祉法人が契約になったんですか、そういう方向でありますので、これは当然、非常に大きな金額になってくるのではないかと、いうふうに思います。

ちょっと答弁されなかったんですが、当初の5億円の中には、その建物等の補償費は含ま

れていたんですね。

下村議長 一旦、ちょっと今、調べているような感じなので。

次の質疑、行けませんか。続いて行ってください。

白石議員。

白石議員 それでは、次の質疑をしたいと思います。

道の駅本体については、以上であります。

次に、本体と関連をした吸収源対策公園緑地事業やオンランプの整備、あるいは県道の拡幅工事などの周辺道路の整備です。あるいは、先般の6月でしたか、9月でしたか、議論の中で、違法盛り土の隣接地を買うということについて、修景も含めてやるんだと、こういうふうに言っておりましたけども、吸収源とは別に、また修景工事をやるのか。そういう費用について、どの程度費用がかかるのか。測量設計等の委託料あるいは用地買収費、そして造成費等、お答えをいただきたい、このように思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの、吸収源対策の部分からお答えをさせていただきたいと思います。

この違法盛り土解消部分につきましては、奈良県と市で合同で行う予定をいたしておるわけございまして、今、おっしゃいましたように、違法盛り土の部分は当初、競売で落札いたしました4万2,990平方メートルと、吸収源対策公園緑地事業として用地買収を予定いたしておりますのが6,840平方メートルでございます。旧當麻町所有の大池が3,368平方メートル、合わせまして5万3,200平方メートルでありまして、平成26年度に、この用地の測量設計を発注をいたしましたわけございまして、今現在につきましては、奈良県におきまして、北側斜面の保全工事に伴う測量設計を発注されております。その中で、それにつきましては、平成27年3月末に完了予定と聞いておりますので、今年度内に葛城市と県と協議を行いまして、事業費を算定する予定でございます。

そして、オンランプの件につきましては、南阪奈道路へのオンランプでございまして、この件につきましては、奈良国道事務所、ネクスコ西日本、奈良県そして葛城市と今、協議を行っておるわけございまして、経費的なものについてはまだ煮詰まっておりませんので、わかり次第、ご報告を申し上げたいというように思います。周辺道路の整備の県道部分とそれにつきましても、今現在発注いたしております設計の中に入っておりますので、その工事費についても、今現在確定はしておりませんので、この場ではお答えすることができません。

以上です。

白石議員 修景等について。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 建物部分の西側の修景部分につきましても、設計発注はいたしておりますので、設計でき次第、金額が積み上がってくるかというように思います。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 主な点について、測量設計等委託料並びに整備工事、あるいは用地買収費等お伺いをいた

しましたけれども、全く概算についてもお答えにならないわけでありまして。これ、道の駅に関連して、この道の駅がなかったら、オンランプも要らない、修景も要らない。吸収源は百歩譲って違法盛り土部分をやるということにしても、これはもう本当に事業費がかさんでくるわけでありまして。県道の拡幅のために既に消防署の東側の用地、そして県道の交差部分の2筆等もう購入しているわけですね。もうどういう事業をやられようとしているのか。事業費の概算もない。これでは、それは、我々、実際にこの道の駅事業をやっていく上で、本当に適当なのかどうか判断しようがない。もうどんどんどんどん、どんどんどんどん、それこそ市民の皆さんの貴重な税金なんですね。国民の税金が、つぎ込まれるんですよ。先ほどもそういう議論がありました。規模が違いますね。億単位の規模でどんどん事業費が膨らんできている。もうこれは、当然そうなるんじゃないですか。10億円ぐらいふえるんじゃないですか。お答えいただきたいと思います。

以上です。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 先ほど申しあげましたように、人件費を含めまして18億円が、人件費を含めまして20億円程度ということでございますので、詳細については、総務建設常任委員会でも報告させていただくということでございます。その他事業につきましても、今現在、積み上げの最中でございますので、到底、今、議員おっしゃっているようにそういう10億円も上がることはございませんので、ご了解をいただきたいと思います。

下村議長 白石君。

白石議員 大きく見積もって10億円と言いましたけれども、まあさすがに10億円ということはありません。まあ半分ぐらいいくんでしょうかね。まあまあ大変な金額だと、私はこのように思います。本当に我々議会や議員が、市民の皆さんの税金がどのように活用されるのか、この道の駅にかかわって、どういう事業が行われ、どれだけの費用がかけられようとしているのか、これは当然明らかにしていかなきゃならないし、市民の皆さんにお伝えをしていかなきゃならん、こういうことだと思います。そういう責務を果たさなきゃならないというふうに思います。

引き続き、本定例会における総務建設常任委員会において精査いただくことを求めておきたいと思います。

次に、事業計画及び事業手法等の変更の経緯、その理由についてであります。岡本議員の質問の中にもありました。公園事業でやられる、公園事業で土地を買収した。それをしかし、その半年もたたないうちに、これは間違いだった。公園事業を引っ込めて、都市再生整備事業だということでありまして。

これ、間違いで済まない。どうしてこういう間違いをしたのか、やはり原因を明らかにしないと、また同じ間違いを繰り返すわけでありまして。どこで間違ったのか。私は不思議でならない。平成24年2月に都市再生整備事業計画がつけられた。平成24年から平成27年の4カ年の事業でやるんだということです。この計画の前にあった山麓地域整備基本計画、クラインガルテンと花の里、地場産業振興ゾーン、そして、平岡のソバの花咲く里などを、これら

についても10億円程度ですが、都市再生整備事業計画を立ててまちづくり交付金事業でやりますということで、その流れでずっときたものが、部長がかわったからといって、公園事業に変わった。これ、どうしてそうなったのか。この原因を明らかにしていただきたい。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの白石議員の事業計画、事業手法がころころと変更になるというご指摘でございますが、9月議会に白石議員の一般質問でも答えさせていただいてますように、当初からこの平成24年3月に策定いたしました都市再生整備計画に基づいての事業でございます。決して都市公園事業ではないということでございます。

ただ、私、発言した職員の意図はわかりませんが、都市公園事業という発言をしたわけでございますが、その中で、一部、この中で事業用地を都市公園法で買収している事業地もありますので、その関係上、その部分を都市公園事業というように申したと推測をいたしておるわけでございます。

なお、今後についても、この社会資本総合整備事業で道路附属施設、都市再生整備事業計画で道の駅の交流広場等の事業を、先ほど申されてますように、平成24年度から平成27年度です。来年度で完了するという予定をいたしておりますので、今後変更することはありません。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 そのことはもう既に答弁で聞いているんで。何で、都市公園事業で、この7万4,000平方メートルですか、一体整備をして、建蔽率2%の基準を満たして、売店、飲食店等を建設する、ここまで明言している。ほとんどの土地は公園事業で買収したと、こう明言しているんですね。その生野部長はそれはおかしい、間違いやと言ったって、現実にそのように答弁している。しかし、その原因、全くわからないまま、我々は、また都市再生整備事業計画で進めるんだと、こんな唯々諾々とこれを認めていくわけにはいきませんやん。何でそうなったんだということを明らかにしていただきたい。そのことを聞いているわけです。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 なぜそうなったかというご質問をされているわけでございますが、私自身もなぜそういう答弁をしたかという理解ができていないので、お答えすることはできません。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 これはまあ部長は、その当時、この2年間空白があったわけで、そのようにご答弁されるのは仕方がないことかも知れません。私は、このことについて、やはり総務建設常任委員会の調査事項として、この点はやっぱり明らかにしていく必要があるというふうに思います。議長において、この点、答弁できないということに対して、調査をしていただくように要請をしておきたい、このように思います。

次に入ります。

都市再生整備事業計画と都市公園法による用地の取得等の問題についてであります。

まず最初にお伺いしておきたいと思います。

都市再生整備計画は、どのような法の規定に基づいて策定されたのか、まずお伺いをしたいと思います。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 都市再生整備計画につきましては、都市再生特別措置法によりまして、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生整備計画事業に基づく事業に充てるための交付金の交付ということの中で、都市再生特別措置法で計画をいたしておるものでございます。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 そのとおりだというふうに思います。国交省が発行しているこの資料でも、都市再生整備事業計画とは、というところで、都市再生整備特別措置法第46条第1項に基づいて市町村が都市再生整備事業計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充てるために交付金を交付します。旧まちづくり交付金事業だと、こういうふうに明確にしているわけでありませう。

次に入ります。

土地の買収についてであります。土地の買収、これは土地収用法において、第2条は土地の収用又は使用の中で、公益の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができることと書いて、第3条で、土地を収用し、又は使用することができる事業、こういうふうにかかれております。

当然、道路事業あるいはこの交流広場部分の事業も、この規定に基づいて土地の収用、買収がされているわけでありませう。この土地の収用に当たって、やはり市民の皆さんにご協力をいただき、こういうことで、特別な恩恵が得られる、こういう仕組みになっています。それは、租税特別措置法の第33条の4の規定、5,000万円の特別控除が行われる。そして、租税特別措置法第34条の2、これについては、1,500万円の特別控除が受けられる。こういう規定になっています。とりわけ、租税特別措置法第34条の2の規定については、この事業の計画、法律について明確に規定をされています。

都市再生整備事業計画は、先ほど部長は、都市再生整備特別措置法に基づいて計画をされていると、こういうふうに言われました。この特別措置法を適用され、特別控除を受けるために税務署協議もやっているわけでありませうけれども、この税務署協議を行った中で、それぞれ、この法律の根拠、法令根拠について伺いたい。道の駅部分あるいは交流広場部分、どのような法令に基づいて協議され、特別控除が受けられるよう協議されたのか、お伺いしたい。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。土地収用法第3条第1項の第1号の道路法の適用が1つでございます。もう一つにつきましては、第32号の国又は地方公共団体が設置する

公園、緑地、広場等という中での協議を行っておりまして、幸い、白石議員が図面をお配りしていただきましたので、ご説明申し上げますと、道路法に基づく部分については建物から県道よりまでの部分です。都市公園法による部分につきましては、この色つき部分についての部分で協議を行っておるわけでございまして、なお、税務署との協議につきましては、事業名称、社会資本整備総合交付金事業、道の駅整備事業で行っておるわけでございまして、この社会資本整備総合交付金交付要綱の中で、これにつきましては、平成22年3月26日制定で、平成26年3月28日に最終改正があったわけでございますが、この交付金事業の中に、道路事業、都市再生整備計画事業、そして都市公園事業という項目が入っておるわけでございますので、大きくはこの社会資本整備総合交付金事業といたしまして税務署協議を終えているわけでございます。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 税務署協議をされたこの内容、私は、道路法と都市公園法でされているのではないかとこのように思います。本来、道路法と都市再生整備特別措置法を法令根拠として協議が行われるべきだ。これ、租税特別措置法の第34条の2、これ、明確に書いてますね。第2項の第10号、地方公共団体又は都市再生特別措置法第118条第1項に規定する都市再生推進法人が同法第46条第1項に規定する都市再生整備事業計画又は同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、都市再生整備事業計画又は立地適正化計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合、というふうに明確に書いてある。第33条の4では、このように明確に書いておりません。

これは、私は、間違いだと思う。間違いは正さなきゃならない。社会資本総合整備事業、これは、国が交付金事業を進めるに当たってひとくくりにしてそういう事業をつくり上げた。しかし、法律は細かく書かれているんです。第34条の2、1,500万円の特別控除です。それを法令根拠として、都市公園法という形で5,000万円の適用を税務署と協議をして実施しているじゃないですか。これは間違いじゃないですか。間違いは改めなきゃならないじゃないですか。変更の申請をすべきじゃないですか。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 この税務署協議の中で、先ほど来申し上げておりますように、社会資本整備総合交付金事業、道の駅事業で、根拠法令につきましては、道路法と都市公園法という形で協議を行っております。なお、今、白石議員ご指摘のように、都市再生整備計画等も添付をいたしましての協議を行っておりますので、提出も行き、協議も済んでおりますので、間違いじゃないという判断をいたしております。再度、申し上げますが、都市再生整備計画も添付はいたしております。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 それは、都市公園法で購入して、実際に、都市公園として管理をする。あるいは、この施行令に基づいて、売店や飲食店等を建蔽率2%の中で建設をする。そういうことであるなら

ば、これは都市公園法を根拠にして、これは税務署も認められるでしょう。

しかし、実際には、建物は建蔽率60%以上いけまんねんと、2,300平方メートルいけまんねんと、こういう話ですよ。都市公園法で都市公園として管理するというわけではありません。しかも、私は、建物そのものも、これは都市再生整備事業計画で、これも租税特別措置法の第34条の2に該当するものだというふうに思います。これ、変更するんですか。しないということですか。もう一回、聞いておきます。

下村議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 根拠法令は道路法と都市公園法でございまして、建物部分については道路法で協議いたしております。変更申請はいたしません。

以上です。

下村議長 白石君。

白石議員 わかりました。これは、私は、この2年間、1年間の中で、何が起こったのか、これを実際に明らかにしないと、そういう道路法と都市公園法において、税務署と、この事前協議をやっている。そして、平成25年にやっているんですよ。予算が成立した、その後5月に協議しているんですね。そして、1年たったら、また、都市再生整備事業計画ですと、こうなるんです。こんなおかしい話ないじゃないですか。都市公園法なんてどこから出てくるんですか。あくまでも変更しない。それはそうでしょう。変更したら、これ税務署が、土地、協力してくれはった人、行きますわな。5,000万円と1,500万円では大きな違いです。1億円の建物でしたら、あるいは土地建物でしたら、やっぱり700万円ぐらいの違いはあります。誰が、損害賠償すんねや。市の税金でできますか。これは議会の議決要るかもわかりませんね。

拒否されるということであるなら、これはもう仕方ありません。私は、議会の中で、委員会の中で解決できるものは解決したい、このように思いますけれども、頑として変更しない、間違いない、こう言われたら、他の手段をとらざるを得ないということを書いておきたい、こういうふうに思います。

以上であります。

下村議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月19日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集お願いいたします。なお、12月16日及び17日は各常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時10分